

2024 年度自己点検・評価実施委員会報告

学校法人長崎総合科学大学

令和 6 年度(2024 年度)の学校法人長崎総合科学大学の活動に対する自己点検・評価推進会議の指示のもと、自己点検・評価実施委員会が行った評価を報告する。

本学は令和 2 年度に文部科学大臣が認証する評価機関である JIHEE（公益財団法人日本高等教育評価機構）により大学機関別認証評価を受審した。このため、本報告書では JIHEE の定める基準に準拠し、自己点検・評価を実施している。

基準 1 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人長崎総合科学大学は、「寄付行為」第3条において、その使命・目的を「教育基本法」及び「学校教育法」に従い、学校教育を行い、建学の精神「自律自彊」「実学実践」「創意創新」「宇内和親」に基づいて、知的、道徳的識見と専門的かつ実践的な応用力を備えた有為な人材を育成することを目的とすると明確に記載している。（【資料 1-1-1】）

この「寄付行為」に基づいて「学則」第1条第1項において、本学の目的を「建学の精神並びに大学の理念に基づいて、広く教養的知識を授けるとともに深く各専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富んだ人材を育成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与することを目的とする」と具体的に定めている。さらに、この目的が達成されているかを検証し改善していくために、同条第3項に「教育研究の活動状況等について設定した項目に関し、自ら点検及び評価を行う」と定めている。（【資料 1-1-2】）

また、学生に配布する「履修ガイド」に、「大学の目的と学部・学科の目的」として大学及び学部学科の目的、教育目的を具体的かつ明解に記載し、広く学生、教職員へ使命・目的及び教育目的の周知を図っている。（【資料 1-1-3】）

大学院においては、「大学院学則」第1条第2項において、その目的及び教育目的を「本学の建学の精神並びに大学の理念の下、学部における幅広い専門基礎知識の教育に基づいて、修士課程では、先端技術の基礎知識及び専門基礎理論の修得により高度な専門性を有する技術者を育成し、博士課程においては、研究領域を特化させ専門力をより一層高めることにより、諸問題に対応できる高度な専門的力量を備え、自立して研究・業務活動に従事できる高度技術者を育成することを目的とする」と明記している。この目的及び教育目的が達成されているかを検証し改善していくために、同条第3項に「教育研究の活動状況について設定した項目に関し、自ら点検及び評価を行う」ことも定めている。（【資料 1-1-4】）

1-1-② 簡潔な文章化

前項で示したように、学校法人長崎総合科学大学の使命・目的、大学の目的と学部・学科の目的、教育目的及び大学院の目的、教育目的を「寄付行為」、「学則」、「大学院学則」において、明確かつ簡潔に文章化して示している。さらに、学生に向けて、「履修ガイド」において、大学の目的と学部・学科の目的および教育目的を簡潔な文章として掲載し、広く周知を図っている。（【資料 1-1-3】）

1-1-③ 個性・特色の明示

規程集の冒頭に、本学の個性・特色の基本となる「建学の精神」と「大学の理念」について、前者は4つの四字成語からなり、普遍的な人間尊重の大意と教育・研究開発への熱情に充ちたものであり、後者は古代ギリシャの先哲ヒポクラテスの言葉を師表として掲げるものであること等、その内容と制定の経緯を簡潔な文章で明解に示している。（【資料 1-1-5】）また、学生に配布する「履修ガイド」の中で、「大学の目的と学部・学科の目的」として、大学および学部・学科にお

ける使命・目的と教育目的、すなわち人材育成の目的を、本学の個性・特色の基本である「建学の精神」と「大学の理念」に基づくと明示している。（【資料 1-1-3】）

広く配布する「大学案内」においては、本学の教育の特色を表すキャッチフレーズとして「少人数教育体制でモノづくりのプロを育てる。」を示しているが、これこそが、本学の目的であるモノづくり人材の育成に対して、本学の個性・特色を反映させていると言える。

さらに、2 学部 2 学科 8 コース制の構成と各コースの特徴、コース制のスタートに伴って再編した大学院工学研究科、修士課程、博士課程の専攻の構成、先端的な分野における研究開発と技術革新を目指して設置されている大学院の附置研究所「新技術創成研究所」など、「建学の精神」と「大学の理念」を具現化する人材の育成の取り組みをさらに推進している。（【資料 1-1-6】）

1-1-④ 変化への対応

本学の教育方針は「モノづくり教育」が根幹であり、「きわめる（専門分野を基礎から身につける）」、「拓く（分野を超えた学びのフロンティア）」、「創り出す（分野の融合で生まれる新たなモノづくり）」の3つを学びの実践として掲げ大学案内等にも示して教育・研究を実施している。現在、日本はグリーンエネルギーへの転換、半導体産業の再興、デジタル化の推進、ガソリン車から EV へのシフトといった多くの課題に直面しており、それに向けての早急な解決が望まれている。このような時代の変化に対応できる人材を育成するために、平成 26(2014)年度に行った 2 学部 2 学科 8 コース制への改組、平成 30(2018)年度に出された中央教育審議会の答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中で指摘されている社会情勢の変化に対応すべく、令和 2(2020)年 4 月から、ロボット工学、IoT、AI(人工知能)の 3 つの先端技術に関する教育プログラムを開始し工学部に 9 種類、総合情報学部にも 7 種類の学部学科横断型の教育プログラムを実施しており「アセスメント・ポリシー」に従って人材育成の目標と教育目的及び教育内容の見直しを常に行っている（【資料 1-1-7】）。本年度は、船舶工学コースのカリキュラム・ポリシーの改定を行った。この背景には、世界の海事労働力に対する女性の比率が、わずか 20%程度に留まっており、国際海事機構事務総長は海事業界の持続可能性の促進のため、女性の活躍の場の拡大とキャリア形成に取り組むことが重要と述べていることがある。国際的な要請のもと、船舶工学コースのカリキュラム・ポリシーの改定趣旨は、コース内にデジタル化と自動化、グリーンテクノロジーなどの新しいスキルを学修できる科目群を設置することによって女性に対する新たなキャリアの機会を創出することである。（【資料 1-1-8】）

これに加え今年度は SDGs 宣言を行った。長崎総合科学大学は、国連が提唱する「持続可能な開発目標(Sustainable development Goals : SDGs)の達成のために、大学として果たすべき役割を認識し、大学の理念である「人類愛の存するところ 技術への愛もまた存する」の考え方をもとに、全学で一丸となって、教育および研究活動において SDGs 達成を志向した取り組みを推進し、産学連携、地域連携、国際連携を含めた成果を広く国内外で実践、発信していく。（【資料 1-1-9】）

【資料 1-1-1】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為

【資料 1-1-2】 長崎総合科学大学学則

【資料 1-1-3】 履修ガイド 2024

【資料 1-1-4】 長崎総合科学大学大学院学則

【資料 1-1-5】 長崎総合科学大学規程集 2024（令和 6 年 4 月 1 日）

【資料 1-1-6】 長崎総合科学大学 大学案内 2024

【資料 1-1-7】 アセスメント・ポリシー

【資料 1-1-8】 工学科 船舶工学コースカリキュラムポリシーの改定について

【資料 1-1-9】 SDGs 宣言（令和 6 年 9 月 長崎総合科学大学長）

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人及び大学の目的と使命については「寄附行為」及び「学則」と「大学院学則」に明記されている。「寄附行為」及び「学則」の制定・改定は、理事会が定めることになっており、全ての専任教員で構成される全学教授会の議を経て理事会が定めることになっている。また「大学院学則」は、大学院工学研究科教授会の議を経て理事会が定める。（【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】）

従って、このような手続きを踏むことにより、役員及び教職員全てに理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の「建学の精神」及び「大学の理念」は規程集の冒頭に明示しており、また「大学案内」や大学ホームページにも掲載し、周知を図っている。（【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】）

また、学生に配布する「履修ガイド」には、大学の目的及び学部・学科の目的と教育目的を丁寧に説明し、周知を図っている。（【資料 1-2-6】）さらに、新入学生に配布する「Campus Guide 2024」には、その意味も解説して周知徹底している。（【資料 1-2-7】）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本法人は、前回の受審以降、私立学校法第 45 条の 2 に基づき、令和 2(2020)年度、中期経営計画を策定した。現在進行中の計画においては、冒頭に、この計画は「建学の精神」と「大学の理念」の実現を図るため具体的行動指針であり、「成長を実感できる大学」を目指すことを謳い、基本方針として、次の 3 項目を設定している。（【資料 1-2-8】）

- ① 教育：多様な学びのニーズに応え、学修者が成長を実感できる大学を目指した教育の質的転換とその実質化
- ② 財務：変化の激しい社会情勢下でも、持続的な発展に必要な財政基盤の確立
- ③ 組織：大学の使命を果たすべく、安定的な経営、教学運営を支える組織ガバナンス強化

これらの項目に対する具体的計画を策定している一方で、自己点検・評価推進会議では、この中期経営計画に基づき毎年、各コースの事業計画の進捗状況及び改善策についてヒアリングを実施し、法人全体として状況把握及び課題認識の共有化を図り、より実効性の高い目標設定と改善策を講じるよう努めている。その結果は、大学ホームページにて公開している。（【資料 1-2-9】）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」として、建学の精神に則り、社会に貢献できる普遍的な能力を持ち、幅広い人間としての教養と各分野の専門知識と技能を持ち、社会に貢献できる能力を備えたものに学位を授与することになっている。（【資料 1-2-6】）

また、大学院において修士課程では、先端技術の基礎知識及び専門基礎理論の修得により高度な専門性を有する技術者を育成し、博士課程では、研究領域を特化させて専門力をより一層高めることにより、諸問題に対応できる高度な専門的力量を備え、自立して研究業務活動に従事できる高度技術者を育成することを目的としている。（【資料 1-2-10】）

大学院では、上記目的を達成するために、入学者受け入れの方針として学部における専門基礎知識を修得しているほかに、高度な専門知識・技術に対する挑戦と勉学意欲の旺盛な、そして専門知識を活かした社会貢献を目指す人材を求めている。このことは大学院案内に「学部における専門基礎知識を修得した、あるいは相当する学力を有する人」、「より高度で先端的な専門知識・技術に対するチャレンジ精神と勉学意欲が旺盛な人」、「高い志を持ち、専門知識を活かした社会貢献を目指す人」を求めると示している。また、大学院には、修士課程に生産技術学専攻、環境計画学専攻、電子情報学専攻の3つの専攻、博士課程には、総合システム工学専攻があり、それぞれに教育課程編成・実施及び学位授与について明示し、公開している。（【資料 1-2-11】）

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」として、教育課程を共通科目系列と専門科目系列の2系列から成るものとしている。前者は、一個の人間として自律しつつ、社会に積極的に関わり貢献していく市民となる為に必要な教養を学ぶためのものであり、後者は、工学の専門知識を学び「ものづくりとしての実行力」「ものまねでない新技術の開発力」を獲得し、技術者としての倫理観をもった 21 世紀循環型社会の構築に貢献し将来の社会を担う人材を育成するためのものである。この枠組みの中で各学部・学科は、それぞれの専門分野において目標を達成するための手順を明確に示している。（【資料 1-2-6】）

「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」として、工学部工学科では、一般・専門基礎知識を広く修得して、建学の精神に基づく「ものづくりとしての実行力」「ものまねでない新しい技術の開発力」を獲得し、さらにコミュニケーション能力と国際性を身につけ、技術者としての倫理観を持った 21 世紀循環型社会の構築に貢献できる人材を育成することとしている。

また、総合情報学部総合情報学科では、情報技術を取り扱い、様々な分野に総合的に活用していくための知識と技術を修得し、これからの社会に貢献できる人材を育成することとしている。

大学案内には、これらを補足するため「知的好奇心が旺盛で、新しいことを学ぶ意欲を明確に持つ人」、「新しいなにかを創造することに興味を持ち、それによって社会に貢献したいという志を持つ人」、「自ら課題を見つけ、それに挑戦する気概を持つ人」の資質、能力をもつ学生を求めることを示している。（【資料 1-2-3】）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

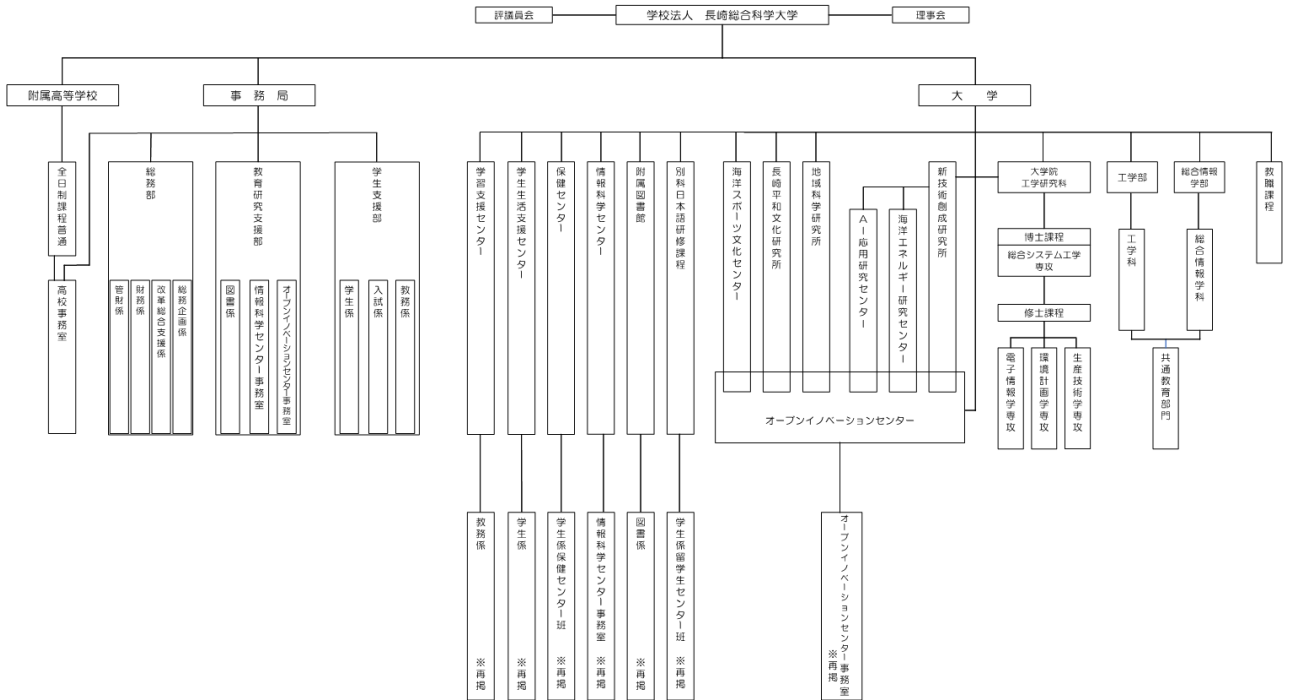
建学の精神である「自律自彊」「実学実践」「創意創新」「宇内和親」のもと国際感覚を持ち、自律し、実学的素養を持つ学生及びグローバル化と大学教育のユニバーサル段階化に対応した 21 世紀型市民を育成するためには、これらの精神を継承しつつ、これまでの縦割り型の教育を見直し、専門分野に加えて、より幅広い分野の知識と教養を身につけることの出来る教育を行う必要がある。これらの状況を勘案して本学では 2 学部 2 学科 8 コース制にすることで、専門教育をより深く、関連分野の科目等も横断的に学ぶことが出来る教育体制を取り入れている。

この教育目標を達成するために構成した教育研究組織及び組織運営体制図(図 1-2-1)に、学部学科のコース構成を(図 1-2-2)に示す。工学部工学科には、船舶工学コース、機械工学コース、建築学コース、電気電子工学コース、医療工学コースの 5 コース、総合情報学部総合情報学科には、知能情報コース、マネジメント工学コース、生命環境工学コースの 3 コースを配置している。

さらに、日々発展する工学分野に対応し、変化する社会のニーズに応じた人材を育成するために、コース横断的なプログラムを立ち上げ、新たな教育目的を達成するための教育研究組織の整備に努めている。その構成を(図 1-2-3)に示す。

学校法人長崎総合科学大学 組織図

令和6年4月1日～



学校法人長崎総合科学大学 組織運営体制図

令和6年11月1日～

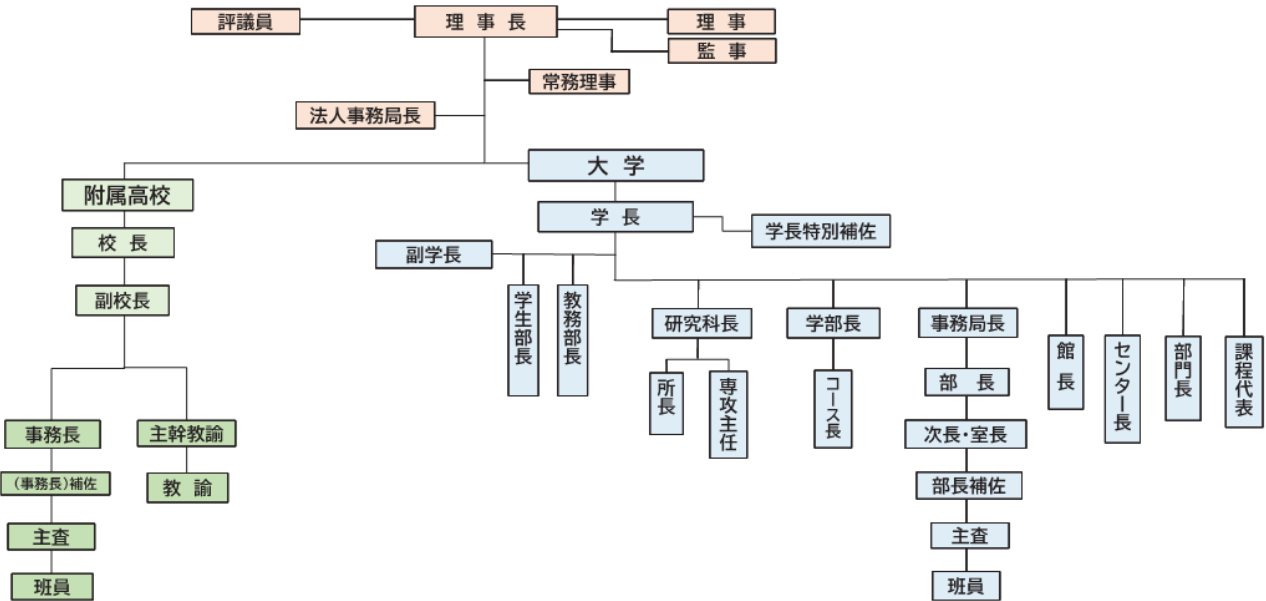


図 1-2-1 組織図・組織運営体制

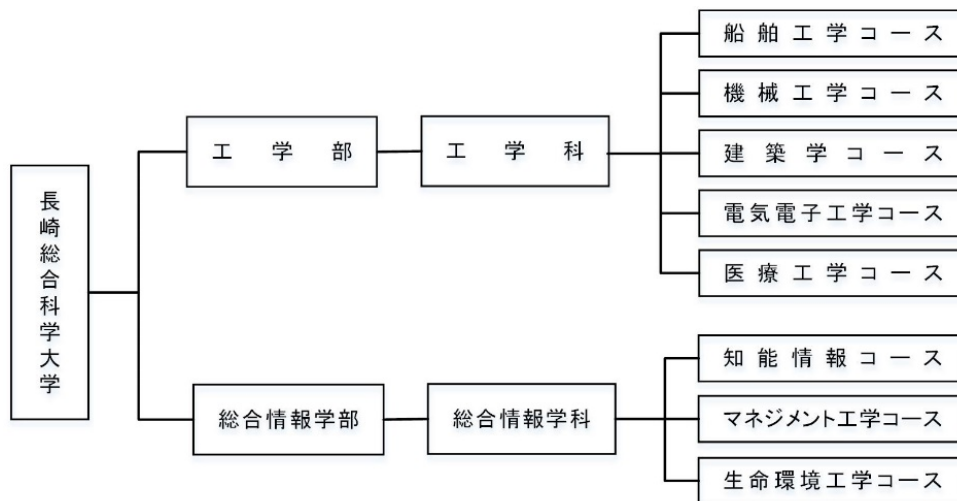


図 1-2-2 学科コース構成

工学部 工学科					総合情報学部 総合情報学科		
船舶工学コース	機械工学コース	建築学コース	電気電子工学コース	医療工学コース	知能情報コース	マネジメント工学コース	生命環境工学コース
船舶工学プログラム							
海洋工学プログラム	機械システム工学プログラム						
	ロボット工学プログラム	建築学プログラム	電気電子工学プログラム				
			IoTシステムプログラム	臨床工学プログラム			
				医用工学プログラム	知能情報プログラム		
					AIシステムプログラム	スポーツマネジメントプログラム	
						地域ビジネスプログラム	生命環境工学プログラム
							省エネルギー工学プログラム
							衛生工学プログラム

図 1-2-3 コース横断的な教育プログラム

- 【資料 1-2-1】長崎総合科学大学 学則(第 1 条)
- 【資料 1-2-2】長崎総合科学大学 大学院学則(第 1 条)
- 【資料 1-2-3】長崎総合科学大学規程集 2024 【資料 1-1-5】と同じ
- 【資料 1-2-4】長崎総合科学大学 大学案内 2024 【資料 1-1-6】と同じ
- 【資料 1-2-5】長崎総合科学大学 HP (https://nias.ac.jp/011_Spirit/Spirit_h17.html)
- 【資料 1-2-6】履修ガイド 2024 【資料 1-1-3】と同じ
- 【資料 1-2-7】Campus guide 2024
- 【資料 1-2-8】学校法人長崎総合科学大学 2020-2024 年度(令和 2-6 年度)中期経営計画
- 【資料 1-2-9】長崎総合科学大学 HP (https://nias.ac.jp/60_Administration/hyouka.html)
- 【資料 1-2-10】長崎総合科学大学 大学案内 2024(大学院 pp. 57-58) 【資料 1-1-6】と同じ
- 【資料 1-2-11】長崎総合科学大学大学院 HP (https://nias.ac.jp/31_Grad/index.html)

基準 2 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

大学の入学者受け入れの方針(以下、アドミッション・ポリシー)を定めており、さらに、工学部工学科及び総合情報学部総合情報学科においても、それぞれの学部学科が求める人材を具体的に明記している。

このアドミッション・ポリシーは、大学案内や学生募集要項への掲載、大学ホームページによる公開などを通じて広く周知している。また、進学説明会や高等学校の進路指導者への訪問の際など多様な機会を活用することにより、本学の教育の考え方や姿勢などを外部に明確に伝える努力を重ねている。さらに、入学してきた学生がアドミッション・ポリシーを再確認し、今後の勉学に励むことができるよう、入学直後に配布する規程集の中にも記載し周知を図っている。(【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】)

大学院においては、「大学院の目的」「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」並びに「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」を明確にして、学部と同様に規程集の中で記述するとともに、大学院案内や大学ホームページ等を活用し広く周知している。本学の学部生には、学内説明会を実施し、各専攻の特徴や具体的なカリキュラムなどとともに、アドミッション・ポリシーをわかりやすく説明している。(【資料 2-1-5】 【資料 2-1-6】 【資料 2-1-7】)

【資料 2-1-1】 大学案内 2024(p. 13、p. 35、p. 81) 【資料 1-1-6】 と同じ

【資料 2-1-2】 学生募集要項(令和 6 年度)(p. 2)

【資料 2-1-3】 三つのポリシーHP(https://nias.ac.jp/35_Policy/index.html)

【資料 2-1-4】 規程集 2024 年度(pp. 2~3)

【資料 2-1-5】 大学院案内 2024(pp. 3~11) 【資料 1-1-6】 と同じ

【資料 2-1-6】 大学院学生募集要項(令和 6 年度)

【資料 2-1-7】 規程集 2024 年度(p. 4) 【資料 2-1-4】 と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れができるように、多様な入学試験制度を設けており、各入学試験制度の概略は、下記のとおりである。

ア 学校推薦型選抜

本学への強い入学意識を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある志願者を対象に実施している。

○一般推薦、専門学科・総合学科推薦入試

プレゼンテーションを課す他、教員 2 名による個別面接を実施し、志望する学部学科コース等の特色を踏まえた質問等により、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。最低限の学習到達度を担保するため、出願資格として調査書の「全体の評価平均値」を 3.0 以上に設定している。(【資料 2-1-8】)

○附属高等学校特別推薦入試

附属高等学校からの推薦に基づき書類審査の他、面接試験を実施し、学部学科コース等の特色を踏まえた質問をすることにより、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。（【資料 2-1-9】）

○別科特別推薦入試

別科日本語研修課程からの推薦に基づく書類審査の他、面接試験を実施し、日本語によるコミュニケーション能力と、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。（【資料 2-1-10】）

イ 総合型選抜

学校推薦型選抜と同様に、本学を志望する動機や本学で学ぶ意欲が明確であり、当該学科で学ぶにふさわしいと判断される者を対象とした入学者選抜方式である。学校推薦選抜と同様に課すプレゼンテーションでは、実績・成果評価に重きを置いた評価を行い、志願者が提出した活動報告書の内容と合わせ志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。（【資料 2-1-11】）

総合型選抜には、実績・成果評価をはじめとする成績により特待生として採用する制度があるが、面接官の違いによる評価に不公平が生じないように、評価の公平性を保つための基準の点検等を継続的に行う。

ウ 一般選抜

アドミッション・ポリシーに基づき、工学系を学ぶ上で必要な基礎学力を身につけている学生を選抜する入学試験として、工学部・工学科では数学1科目4区分、総合情報学部・総合情報学科では数学1科目2区分及び他の1科目についてⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期の3期にわけて実施している。受験科目は、基礎学力として数学を必須科目とし、Ⅰ期、Ⅱ期は国語、物理、化学、生物、外国語からいずれか1科目選択の2科目とし、Ⅲ期は、合否判定までの期間短縮のため数学の1科目と志望学部学科コースの教員による面接試験により、修学の適性を確認している。（【資料 2-1-12】）

エ 大学入学共通テスト利用入試

Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の3期にわけて実施し、大学入学共通テストにおいて本学が指定する科目を受験した者を対象に、アドミッション・ポリシーに基づく所定の科目の成績により、基礎学力をはかっている。工学部・工学科では4科目とし、数学1科目（2区分）を必須科目とし他の2科目は国語、地理歴史・公民、理科、外国語の高得点科目としている。総合情報学部・総合情報学科では、全3科目の受験で、数学（1区分）を必須科目とし、他の2科目は国語、地理歴史・公民、理科、外国語の中からいずれかの高得点科目を抽出し、合わせて3科目による総合得点で合否を判定している。（【資料 2-1-13】）

オ 外国人留学生試験

外国人留学生のための入学試験として、外国人留学生試験(前期、後期)を実施している。前期は中国上海市のみ、後期は日本国内のみの実施である。

受験科目は、日本語能力、数学及び面接を課している。なお、独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学生試験(数学)の結果も利用することができるよう配慮している。面接時

においては、学部学科コース等の特色を踏まえた質問をすることにより、志願者の各コースへの適性と修学のための資質を確認している。（【資料 2-1-14】）

カ 社会人・帰国生徒試験

社会人及び帰国生徒のために設定しており、選考は書類審査及び面接により、アドミッション・ポリシーに沿って総合的に評価する入試である。（【資料 2-1-15】）

キ 編入学

学士の学位を有する者、他の大学に在学中若しくは在学した者、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業した者及び卒業見込み者のための入学試験として、編入学試験を実施している。選考は、書類審査及び面接の結果により総合的に行っている。（【資料 2-1-16】）

入学試験は、入学試験委員会を設置し、学長が任命した入学試験委員長のもと実施している。入学試験問題の作成は、入学試験委員会において本学独自に行っている。（【資料 2-1-17】）

入学試験の合否判定は、入学対策専門委員会において入学試験の結果に基づき原案を作成し、「学則」第 5 条 2 の規定により全学教授会において審議し、決定している。（【資料 2-1-18】）

入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに沿った選抜ができていないか入学対策専門委員会にて毎年検証している。

大学院では、アドミッション・ポリシーに基づき、修士課程では、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の各制度を実施している。博士課程では、一般入試(留学生含む)、社会人入試(留学生含む)を実施している。また、全ての選抜方法で、面接試験を課して、学力のみならずアドミッション・ポリシーに沿った人材を選抜している。（【資料 2-1-19】）

- 【資料 2-1-8】 学生募集要項(令和 6 年度)(pp. 6～8) 【資料 2-1-2】 に含む
- 【資料 2-1-9】 附属高校特別推薦入試学生募集要項(令和 6 年度) 【資料 2-1-2】 に含む
- 【資料 2-1-10】 別科特別推薦入学試験学生募集要項(令和 6 年度) 【資料 2-1-2】 に含む
- 【資料 2-1-11】 学生募集要項(令和 6 年度)(pp. 11～13) 【資料 2-1-2】 に含む
- 【資料 2-1-12】 学生募集要項(令和 6 年度)(pp. 14～17) 【資料 2-1-2】 に含む
- 【資料 2-1-13】 学生募集要項(令和 6 年度)(pp. 18～20) 【資料 2-1-2】 に含む
- 【資料 2-1-14】 外国人留学生学生募集要項(令和 6 年度)
- 【資料 2-1-15】 社会人・帰国生徒入学試験募集要項(令和 6 年度)
- 【資料 2-1-16】 編入学募集要項(令和 6 年度)
- 【資料 2-1-17】 長崎総合科学大学 入学試験委員会規程
- 【資料 2-1-18】 長崎総合科学大学 入学対策専門委員会規程
- 【資料 2-1-19】 大学院学生募集要項(令和 6 年度) 【資料 2-1-6】 と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学における過去 5 年間の入学者数（入学定員充足率）は表 2-1-1、収容定員充足率は表 2-1-2、大学院の過去 5 年間の入学者数（入学定員充足率）は表 2-1-3、収容定員充足率は表 2-1-4 のとおりである。工学部工学科の入学者数は、令和 3 年以降僅かずつではあるが減少傾向にあったが R6(2024)年度は若干増加している。R7(2025)年度は、募集定員を工学部 100 名に変更している。

総合情報学部総合情報学科の入学人数は、過去5年間ほぼ同程度で推移している。総合情報学部も募集定員を75名に変更している。

表 2-1-1 入学人数(過去5年間、編入学生を含む)

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
工学部(100)	118(79%)	96(64%)	97(65%)	111(74%)	83(83%)
総合情報学部(75)	74(87%)	93(109%)	97(114%)	84(99%)	88(117%)

表 2-1-2 収容定員充足率(過去5年間)

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
工学部(550)	461(77%)	422(70%)	399(67%)	392(65%)	372(68%)
総合情報学部(330)	304(89%)	331(97%)	347(102%)	353(104%)	360(109%)

表 2-1-3 大学院入学人数(過去5年間)

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
修士課程(30)	18(60%)	9(30%)	11(37%)	21(70%)	34(113%)
博士課程(3)	2(67%)	1(33%)	3(100%)	3(100%)	1(33%)

表 2-1-4 大学院収容定員充足率(過去5年間)

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
修士課程(60)	36(60%)	30(50%)	21(35%)	34(57%)	55(92%)
博士課程(9)	14(156%)	11(122%)	9(100%)	14(156%)	12(133%)

○改善・向上方策

入学定員は、「学則」第2条において定めており、健全な大学運営のため、将来どのように社会が変化しようとも、その社会において自分の力で地に立ち社会に貢献できるような、普遍的な能力を持つ人間を育成することを目指し、理事長及び学長のリーダーシップのもと、教育研究活動の質の確保、本学の特徴や強みを活かした魅力的な入学選抜制度の検討及び検証を進めている。

現在、人材需要の社会的な動向は、国策としてDXやGX等の成長分野の充実及び発展に向け、学問分野の理工農系へのシフトが急速かつ強力に推進されようとしている。企業へのアンケートにおいて人材が不足すると予想される分野は、機械工学 12.4%、電力 7.5%、通信・ネットワーク 5.8%、ハード・ソフトウェア系 5.5%、土木工学 5.5%と報告されている。(【資料 2-1-21】)

このことを踏まえ、受験生に対して教育内容を分かりやすく提示し、志願者数の増加につなげるために、今年度は、コースの特色や教育成果を明確に示す情報発信を強化し、受験生が自身の興味や将来像に応じて学びたい分野を選択しやすい環境整備を進めた。この取り組みの一環として、社会の技術的要請に応える教育体系を構築するため、電気電子工学コースにおいてコース名称および教育プログラム構成の見直しを実施した。従来の「電気電子工学コース」は、電気・電子分野に加えて情報技術領域を含む幅広い学びを提供することを明確に示すため、2026年度から「電気電子情報コース」へと名称変更を決めた。これにより、現代の産業構造や社会ニーズに即した教育内容を反映し、受験生に対して学修領域の広がりや分かりやすく示すことが可能となった。また、教育プログラムについても、従来の「電気電子工学プログラム」「IoT システムプログ

ラム」の二本構成から、社会的需要の高い領域を体系的に学べる四つのプログラムへと再編した。新たに設置する「グリーン・エネルギープログラム」および「半導体工学プログラム」に加え、既存の「IoT システムプログラム」、さらに情報技術分野を強化した「情報理工学プログラム」を整備し、学生が多様な専門領域から自身の関心に応じた学習経路を選択できるようにした。

同様に、総合情報学部、総合情報学科のマネジメント工学コースは、「経営×情報・工学」と「実践力（現場力）」の文理複眼で問題可決能力を育むことを目指して経営情報コースに、生命環境工学コースは、多様な情報の収集・分析・活用を行い地球環境の諸問題解決に寄与できる技術者を育てるカリキュラムに更新させて環境デザインコースとする 3 コースの名称変更を 2026 年 4 月から行うことにした。（【資料 2-1-22】）

これらの取り組みにより、本学は教育内容の透明性と選択の幅を受験生に提供し、社会ニーズに即した専門教育を受けられる環境を一層強化した。今後も継続的な自己点検と改善を通じて、魅力ある教育機関としての発展を図っていく。

また、本学は、高校生の段階から大学教育への理解を深める機会を提供し、学びの連続性を意識した教育体系を構築し実施を開始している。『高大接続』とは、高校と大学の教育内容の接続（articulation）を、『高大連携』とは高校と大学の教員等の組織的連携関係（collaboration）と捉えており、これまで附属高校を中心に実施してきた科目等履修生制度を、特別な連携関係のない高校にも広げる方向で制度改定を行った。特に、普通科高校生に対する高大接続への配慮を重視し、科目等履修生規程では附属高校生に限定していた対象範囲を拡大した。

この改定は、大学教育への理解を深める機会をより多くの高校生に提供し、進路選択に向けた主体的な学びを促進することを目的としており、今後、この取り組みを検証していく。（【資料 2-1-23】）

また、各高校の訪問は、進路スケジュールに合わせて県内高校 316 校、県外高校 15 校、延べ 16 回の訪問、県外高校へは延べ 16 回の訪問を実施した。学生募集のための高校の進路室訪問は、大学及び入試制度等の説明に加え、在学生の近況報告等を必ず行っている。また、理工系分野への興味を持たせ、本学での学びを知る機会としての出前講義（NiAS セミナー）や本学の施設・設備を利用した体験学習の受け入れを積極的に進めることで、地域の高校との関係を構築・維持を進めており、実施先にはアンケート等の情報をフィードバックして頂き実施内容や方法の検証を行い、提供テーマの見直しの検討を進めている。

【資料 2-1-21】 学生の確保の見通し等を記載した書類

【資料 2-1-22】 教務専門委員会議事録（第 11 回）

【資料 2-1-23】 教務専門委員会議事録（第 3 回）

2-2 学修支援 入学後の教育及び学生支援の実施状況

本学は、工学系の学部学科を有し数学と英語の履修を必須にしている。一方、多様な学修歴を持った学生も受け入れているため、修学に不安のある学生、学習が遅れがちな学生をサポートするために学習支援センターを設け、数学と英語の補完的な指導を行っている。（【資料 2-2-1】）

また、出席状況が悪い学生や修学に配慮が必要な学生については、学生生活支援センターで個別に面談などを行い生活面も含めた支援を行っている。さらに毎年、保護者に対して直接、学生の修学状況等を伝えるために保護者懇談会を実施している。（【資料 2-2-2】）

また、例年、学生に対し各種アンケートを実施し専門委員会にて適切に検証・評価を行っている。（【資料 2-2-3】 【資料 2-2-4】）

【資料 2-2-1】 2024 年度学習支援センター利用者数

【資料 2-2-2】 2024 年度保護者懇談会

【資料 2-2-3】 2024 年度卒業時満足度調査

【資料 2-2-4】 2024 年度教務専門委員会議事録

○改善・向上の方策

学生の学修と実践的な知識を深めるため、各教員は、一週間に1時間の質疑を受けるオフィスアワーを決めて学内に周知、また、講義を含め実験・演習科目のティーチングアシスタント、チュードントアシスタントの配置を検討、確認している。

2-3 キャリア支援

学生のキャリアデザインと就職活動の支援を目的に全学では、一体となって学生指導に取り組んでいる。2024 年度は、企業側の採用活動が安定し、学生にとっても対面・オンラインを組み合わせた多様な情報収集が可能となった。一方で、就職活動の早期化や情報量の増加により、自己理解が十分に深まらない、準備が整わないまま活動を開始する学生も見られる。その為、キャリアデザイン支援の重要性は、より高い状況になっていると考えている。このような背景を踏まえ、2024 年度も活動方針を「学生のキャリアデザイン支援」とし、学生が主体的に進路選択を行えるよう、体系的な支援を実施した。

大学生の「キャリアデザイン」への意識付けとして、例年通りのOB/OGによる「仕事研究セミナー」および「企業研究セミナー」に関して依頼する企業OB/OGの分野の検討調整を行い実施した。仕事研究セミナーでは、22名のOB/OGが参加し、Zoomを活用したオンライン座談会形式として、学生は各教室に分かれて参加し、幅広い領域・分野で活躍する先輩の社会人としての経験を聞くことで、大学生活と将来のキャリアのつながりを理解する機会を設けた（【資料 2-3-2】）

企業研究セミナーについては、今年度学生155名が参加した。実施方法に関して学生は、5社の企業説明を聞く形式とし、企業理解の深化を図った。昨今、企業側の採用スケジュールは安定しており、学生にとって対面での企業理解が進む有意義な機会となった（【資料 2-3-3】）。

また、3年生対象の「将来計画フォーラム」の講義では、昨年度に続き「大学院で専門性を深めた上でのキャリア形成」について紹介した。また、大学院中間発表会（ポスターセッション形式）も同講義で実施し、大学院研究への理解を設ける機会を設けたことで、大学院進学者は増加傾向にあり、進路選択の幅を広げる取り組みとして一定の効果があつたと考えている（【資料 2-3-1】）。さらに、学生の主体的な行動を促すため、夏季インターンシップの参加推進を促した。特にインターンシップ参加者は増加しており、実践的な経験を通じたキャリア形成の機会が広がっていると考えており、今後も動向を検証していく。

【資料 2-3-1】 2024 年度 就職専門委員会 活動概要報告

【資料 2-3-2】 2024 年度 仕事研究セミナー実施要領

【資料 2-3-3】 2024 年度 企業研究セミナー実施要領

2-4 学生サービス

例年「学生生活実態調査」「卒業時学生満足度調査」「授業評価アンケート」を実施し、学生の意見や要望の把握に努めている。これらの調査結果については、内容を精査した上で関係部署と共有し、可能な範囲で改善や対応を行うことにより、学生サービスの向上を図っている。

調査結果の中でも、駐車場やトイレの整備に関する要望は例年多く寄せられており、継続的な課題となっている。特に駐車場整備については、多額の整備費用を要することから、現時点では具体的な着手に至っておらず、引き続き検討課題として位置付けている。一方、トイレの温水洗浄便座化については、学生の要望を踏まえた年次計画に基づき、毎年 2~3 か所を目途に順次交換を進め、生活環境の改善に努めている。

また、アンケート調査に加え、学生の意見を直接聴取する機会として、学生の代表である学生自治会執行部と、学長、学生部長、教務部長、学生課長、教務課長との意見交換の場を設けている。この意見交換の場では、時間割の編成方法や大学教育の在り方などについて、学生の視点から率直な意見や提案が出されており、指摘された内容については、必要に応じて改善の検討を行っている。

さらに、学生生活や交流の活性化に向けて、コースの枠を越えて誰もが利用できる「交流スペース～みんなの居場所～」を学内各所に設置・維持し、学生への周知を行っている。あわせて、学生が主体的に取り組む NIAS プロジェクトについては、募集要項や予算配分の見直しを行い、学生の自主的かつ創造的な活動を支援している。（【資料 2-4】）

【資料 2-4】 学生自治会との懇談会（記録）2024

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設設備の維持管理業務は、管財班が担当し日常的に建物内外の状況を巡回し、点検・把握して営繕管理を行っている。電気設備保安点検、消防設備保守、貯水槽清掃、樹木剪定、エレベーター設備点検は、専門業者と保守契約を締結して外部委託している。飲料水については、週 1 回の残留塩素測定を実施している。また、消防計画に基づき、学生、教職員の参加による防災訓練を年に 1 回実施している。各校舎には、フロアごとに避難経路を掲示し、避難経路、消火器・消火栓、火災報知機の位置を示している。（【資料 2-5-3】 【資料 2-5-4】）構内の安全・衛生管理の観点から設置されている衛生委員会による巡回・点検を行い、管財班との二重チェックによる安全性の確保に努めている。

設備面では、環境と省エネに配慮し照明の LED 化は全体の約 95%を設置完了している。水道は、実験のため大量に使用する船舶海洋試験水槽や 1 号館実験室などへ、系統を分けて井戸水を供給するなどランニングコストを抑えている。

校舎の耐震化については、現在のところ耐震化率 46.1%であるが、文部科学省から通達されている令和 10 年度までの耐震化率 100%を達成することを計画しホームページに公表している。旧耐震基準の校舎の今後の取り扱いおよび建替えを含めた耐震化事業を策定しており、令和 6 年は、遊休化した実験室等を整理し、建築模型演習室や学生オープンスペースの室内改修工事を行い、複数コースの移動を伴った「学内再配置」を行い、本館・1 号館・16 号館へ集約することができ

た。更に、講義室や実験室、研究室の経年劣化した空調機の更新並びに講義室の投影・音響設備の更新を行い、教育環境の保全維持を行った。

- 【資料 2-5-1】長崎総合科学大学キャンパス配置図
- 【資料 2-5-2】Campus Guide 2024(pp. 66～87) 建物案内図
- 【資料 2-5-3】長崎総合科学大学 消防計画
- 【資料 2-5-4】長崎総合科学大学 危機管理規程
- 【資料 2-5-5】長崎総合科学大学 校舎等の諸施設使用規程

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は、通常時（講義期間中の平日）8:30 から 20:00 まで開館し、講義開始前後も学生等が図書館を利用できる環境を整え、また、毎週土曜及び定期試験1週間前の休日も開館し学修環境の提供を行っている。

図書館資料においては、電子図書、電子ジャーナル等を導入し、利用者のニーズに合った資料構成を推し進めている。その他、他大学、公共図書館との資料相互貸借、文献複写サービス等で利用者への学修支援を行っている。また学外者へのサービスも再開し地域貢献の一端を担っている。

情報科学センターは、学内共同利用付置施設として、(1)全学の情報教育の推進、(2)全学の情報設備の運用管理、(3)全学の情報環境の整備などを担い、施設の有効利用、改善を行っている。オープンスペースでは Windows 端末を開放し、8:30 から 22:00 までの間、学生が自由に利用している。（【資料 2-5-8】 【資料 2-5-9】）

- 【資料 2-5-6】講義室設備一覧
- 【資料 2-5-7】図書館の概要
- 【資料 2-5-8】長崎総合科学大学 情報科学センター規程
- 【資料 2-5-9】長崎総合科学大学 情報科学センター利用についての内規

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパス構内への車両の乗り入れは、大学受付で許可した車両のみとし、各校舎の前で駐停車することができる。身障者向けの優先駐車場は 3 号館、8 号館前に確保している。車椅子利用者が構内を自由に移動できるように、スロープや段差のない構造をグリーンヒルキャンパスの本館、1 号館、3 号館、8 号館、10 号館、17 号館に整備し、利便性に配慮している。（【資料 2-5-10】）

車椅子利用者が使用できる身障者用トイレは、1 号館 4 階、3 号館 2 階(女性)・4 階(男性)、8 号館 3 階(男性)、シーサイドキャンパス 22 号館 1 階にそれぞれ設置している。

また、キャンパス内のトイレについて、和式から洋式へ改善を求める声が多く、毎年利用頻度が高い個所から改修工事を行っており、令和 6 年度は 1 号館 5・7 階男子トイレ、3 階女子トイレ、及び 3 号館 3 階男子トイレを和式から洋式へ改修工事した。今後も継続して改善を進める計画である。

- 【資料 2-5-10】バリアフリーに配慮されている施設

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の入学定員は、175人、各コースの定員は20人前後規模で、共通科目、専門科目の講義や実験・演習について、少人数教育で実施されており、質の確保において問題はない。

また、キャンパス内の各校舎では教育施設、研究施設が館内に配置されており、特定の講義棟ではなく所属するコースの校舎を中心に設置され、近い講義室や実験室で受講できるよう、学生の利便性を図っている。

低学年次においては、共通科目（形成科目、理数科目、情報・キャリア科目、外国語科目）など基礎的、教養的な科目を配置し、高学年次において、より専門的な科目の履修前に広く基盤的な役割も含め高い教育効果が得られるようカリキュラムを工夫している。特に英語・数学の履修については、入学当初に実施するプレースメントテストの結果を基に習熟度に応じたクラスを編成し、英語については20～30人規模の少人数で、数学については20～60人規模で演習内容を重視した講義をおこなっている。教養教育を担う共通科目については、高校までの履修歴と習熟度に合わせて複数のクラスを開講し、受講者の分散と効率的な基礎学力の向上が図られていることを確認・検証して実施している。（【資料 2-5-11】 【資料 2-5-12】）

【資料 2-5-11】 令和 4 (2022) 年度全学期クラス人数及び履修人数一覧表

【資料 2-5-12】 令和 5 (2023) 年度教員ハンドブック

2-6 学生の意見・要望への対応

学生サービス2-4にも記載した通り毎年「学生生活実態調査」「卒業時学生満足度調査」「授業評価アンケート」を実施し寄せられた意見や要望は、内容を精査した上で、関係部署と共有し、可能な範囲で改善や対応を行っている。アンケート調査に加え実施している、学生自治会執行部、学長、学生部長、教務部長、学生課長、教務課長との意見交換の場では、時間割の編成方法や大学教育の在り方などについて、学生の視点から率直な意見や提案が出された。本年度は、学外からのアクティブアカデミーの成績表示、シラバス検索の仕方、体が不自由な学生への対応など確認を行い改善の検討を行っている。（【資料 2-6-1】）

【資料 2-6-1】 学生自治会との懇談会（記録） 【資料 2-4】 と同じ

基準 3 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、学校教育法施行規則第 165 条の 2 を遵守し、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の 3 つの方針を策定し、適切に公表している。

「学位授与の方針」(以下、ディプロマ・ポリシー)の策定にあたっては、本学の建学の精神である「自律自彊」・「実学実践」・「創意創新」・「宇内和親」も踏まえた上で、学位授与に値する具体的な人材像の明確化を図っている。(【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】)

また、策定したディプロマ・ポリシーは、毎年学生に配布される履修ガイドに記載し、大学ホームページにも掲載して学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従って、適切に周知を図っている。(【資料 3-1-2】 【資料 3-1-3】)

大学院においても学修成果の明確化という観点から、ディプロマ・ポリシーを含んだ 3 つの方針を改訂し、適切に周知している。(【資料 3-1-4】)

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準

○修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーに規定された人材像について具体的には「教育課程編成・実施の方針」(以下カリキュラム・ポリシー)において教育目標として具体化された要素を獲得していくことで実現される。本学では学修者本位の視点から、教育目標を学修成果という形で明示している。(【資料 3-1-2】)

各授業科目は、その教育目標の 1 つないし複数の項目のために開設されており、その対応する教育目標を達成することにより単位を取得することになる。単位は、大学設置基準第 21 条に即した形で「学則」第 10 条に規定されている。各科目の個別の達成目標は、教育目標を元に設定されている。授業科目毎の対応する教育目標は、記号化されて「シラバス」に記載されている。また、各授業科目の教育課程の中での位置づけとして「ナンバリングコード」が付与され、学生に対して適切に周知されている。(【資料 3-1-2】 【資料 3-1-5】)

達成目標を元にした単位認定基準は、「学則」第 11 条に定められている。すなわち、カリキュラム・ポリシーを踏まえた上で、全ての科目の単位認定基準が明確に定められており、GPA 制度に対応して S, A, B, C, D の 5 段階となっている。ただし、科目の性質上いくつかの科目は、N, D の 2 段階となっている。GPA 制度も令和元(2019)年度に新たに「学修成果の指標に関する規程」(【資料 3-1-1】)を施行して 4 年生までが対象となり、修学年限に対しての過年度生以外全てで運用している。その実施状況は FD 等でも確認議論しており、基準の平準化や厳格な実施は点検されている。(【資料 3-1-6】)

進級条件については、各教育プログラムを運用しているコースごとに適切に定めている。その内容は、「履修ガイド」において学生に周知しており、その他にも学期ごとの履修登録、同修正期間に合わせて実施される。履修指導においても「学修ポートフォリオ」などを使って、自らの学修の進捗度を主体的に把握・管理・評価することができるようになっている。(【資料 3-1-2】 【資料 3-1-7】)

卒業認定基準は、「学則」第 13 条において規定されている。その基準は、科目群ごとの条件と共に、全体として 124 単位以上の単位取得という条件となっており、各授業において定められた教育目標を達成することにより、最終的にディプロマ・ポリシーに定められた基準を満たすように設計されている。この卒業認定基準を満たすことにより、「学則」第 14 条に定められた学位である学士(工学)の教育課程を修了する。(【資料 3-1-1】)

大学院においても、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーによって明示されている学修成果の形で説明された教育目標との各科目との対応が定められており、各授業において到達目標が定められ、「シラバス」に明示されている。この到達目標を元にした単位認定基準は、「大学院学則」第 7 条に定められている。(【資料 3-1-8】) 学位論文提出条件が「大学院学則」第 11 条に規定され、学位論文審査については、「大学院学則」第 12 条に規定されている。そして、課程修了の基準が「大学院学則」第 13 条に規定されている。学位については「大学院学則」第 14 条及び「大学院学位規程」に定められた学位である修士(工学)、修士(学術)と博士(工学)、博士(学術)が授与される。(【資料 3-1-1】)

学則等の規定は、学校教育法施行規則第 4 条を遵守しており、学位授与に関しては学校教育法第 104 条および第 105 条を遵守している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各教員は、「学則」および「シラバス」に明示されたシラバス単位認定基準を厳格に適用している。その妥当性を評価するための平準化の作業は、GPA の分布や、学生の単位取得状況を元に教務専門委員会で修正が必要な意識の不統一がないことを確認している。(【資料 3-1-6】) また、その運用の透明性を担保するためにも、教科毎に「ループリック」を作成することにしており、学生は「シラバス」からそれを得られるようになっており(【資料 3-1-5】)、教員に対する「ループリック」の統一された考えを周知することも FD において適切になされている。(【資料 3-1-6】) また、一度評価された単位認定に対して学生に疑義がある場合、これまでも個別に誠実に対応してきたが、より利用しやすい制度として教務課を通じて学生が異議を申し立てられる制度を設けている。このことは「履修ガイド」に「成績評価への異議申し立てについて」として記載され、学生に適切に明示している。(【資料 3-1-2】)

「履修ガイド」に明示された進級基準に関しても、各コースで卒業研究への着手の可否が決定されているため、誠実に運用されている。この決定は、コース内で議論されているため、いずれか 1 名の教員のみで決定されているのではなく、複数の相互チェックがなされている。

卒業認定基準については、ディプロマ・ポリシーに規定された人材像が達成されているかを判断する必要があるため、特に注意深く運用している。まず、ディプロマ・ポリシーの人材像を実現するためにカリキュラム・ポリシーで規定された達成すべき学修成果は全て「卒業研究」に集約される形で教育課程全体の系統性が形成されている。そのため、卒業研究に関しては「卒業研究指導記録」を別に教務課に提出する形でエビデンスが残されている。(【資料 3-1-9】) このため、各担当教員および各コースによる確認だけでなく、全学的な点検が可能な根拠資料となっており、卒業認定までの過程の運用が誠実に運用されていることを検証可能となっている。

最終的な卒業認定基準の適用に関しても複数回、複数部署の確認が行われる仕組みを形成している。まず、各コースにおいて卒業研究の単位取得の是非を、ディプロマ・ポリシーの内容も十分に考慮しつつ判断する。そして「学則」に規定された卒業認定基準を教務課において確認し、その結果を各コースへと通達する。その後、教務専門委員会において卒業判定を審議し、その結

果を全学教授会に提起する。全学教授会は「全学教授会規程」に従って、最終的に卒業判定を行う。このような多段階の過程を経て卒業認定基準は厳格に運用されている。

また、この過程については、教務専門委員会において前もって確認し、改めて卒業認定基準の厳格な運用を全学に指示している。（【資料 3-1-10】 【資料 3-1-11】）

大学院においても論文審査については、論文審査委員会を組織し審査することになっており、さらにその報告を受けて、工学研究科教授会が学位授与の可否を議論している。すなわち単一の組織でなく多段階の過程を経て卒業認定基準および修了認定基準が適切に運用されるよう設計されており適切に運用されている。（【資料 3-1-12】）

- 【資料 3-1-1】長崎総合科学大学規程集 2024
- 【資料 3-1-2】履修ガイド 2024 【資料 1-1-3】と同じ
- 【資料 3-1-3】長崎総合科学大学 HP(https://nias.ac.jp/35_Policy/)
- 【資料 3-1-4】長崎総合科学大学 HP(https://nias.ac.jp/31_Grad/)
- 【資料 3-1-5】シラバス 2024
- 【資料 3-1-6】教務専門委員会(第 5 回)資料
- 【資料 3-1-7】履修ポートフォリオ
- 【資料 3-1-8】シラバス 2024(大学院)_アクティブアカデミーWeb
- 【資料 3-1-9】卒業研究指導記録
- 【資料 3-1-10】2024 年度教務専門委員会議事録
- 【資料 3-1-11】2024 年度全学教授会議事録
- 【資料 3-1-12】2024 年度大学院教授会議事録

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育課程編成に際しては、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20(2008)年 12 月 24 日-第 67 回総会）や日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について」（平成 22(2010)年 7 月 22 日-第 100 回幹事会了承案件）などに従い、各学問分野の参照基準を踏まえた上で、「何を教えるか」について明確にした。さらに系統性、順次性に注意した上で教育課程を編成し、その考えをカリキュラム・ポリシーとしてまとめた。その内容は「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成 30(2018)年 11 月 26 日）で示された「学位プログラムを中心とした大学制度」の考え方に対応したものであり、各コースは、それぞれ系統図としてまとめた工学の学位プログラムを、責任を持って運用していく体制を構築している。

現在は 2020 年度からスタートしたロボット工学プログラム・IoT システムプログラム・AI システムプログラムと、2021 年度からスタートした海洋工学プログラム・医療工学プログラム（国際医療ビジネスプログラムは 2023 年度の議論により 2024 年度の入学生から教育プログラムの停止）が存在しており、既存のプログラムに合わせて、全てのプログラムが適切に運用されていることを検証している。

カリキュラム・ポリシーの内容は、「履修ガイド」に記載し、大学ホームページにも掲載して学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従って、適切に周知を図っている。（【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】）

大学院についても学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第 13 号）を受けて、3 つの方針の改訂作業に入り、大学と同様の学修成果の可視化を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、その内容は大学ホームページなどで周知を図っている。（【資料 3-2-3】 【資料 3-2-4】）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係は、もちろんアドミッション・ポリシーに規定された入学生をディプロマ・ポリシーで規定された卒業生へと確実に教育する教育課程を編成するようにカリキュラム・ポリシーが存在するというものである。一方、この3方針は、第一に学生に対して提示するものであり、学生にとって分かりやすくなっていることは重要な要素である。工学という学問分野は、非常に広く、そして深く発展しており、細分化されたその全てを網羅するとなると非常に情報量が多くなる。学生はいずれかのコースが運用している学位教育プログラムを履修することになるため、本学では、ディプロマ・ポリシーにおいて規定した人材像の要素についてより詳細な対応する学修成果をカリキュラム・ポリシーによって補完するように策定している。すなわち、各プログラムが司る工学分野の中でも細分化された専門領域ごとの具体的に達成すべき学修成果を各プログラムが教育目標とするようにカリキュラム・ポリシーに規定している。そのため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを合わせることによって学生は自ら知るべき事項を得ることができ構造になっているため、一貫性は担保される形となっている。そしてこれらを総合的に理解するために、学生に配布する「履修ガイド」においては、連続する形で記載されている。（【資料 3-2-1】）

この考え方は、大学院のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにも踏襲されており、一貫性を持ち強い相関を持つ両者を合わせ読むことにより、学生の将来像を明確に描く助けとなり、しっかりとした学修計画の立案ができるように策定されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学修成果が明確に規定されたカリキュラム・ポリシーから教育課程を編成する上で、各学修成果に対応する教育目標を着実に達成出来るように各授業科目が開設されなければならない。そのために本学では、科目ごとにその科目が司るカリキュラム・ポリシー内の教育目標が何なのかを規定することを全科目において実施している。その対応は「シラバス」において記載するだけでなく、一覧表となるカリキュラムマップの形でナンバリングの情報と共にまとめられている。このカリキュラムマップは「履修ガイド」によって学生に周知している。（【資料 3-2-1】）

また、同時にカリキュラムにおいては、その系統性・順次性が重要であり、その科目間の相互の関係は系統図としてまとめられ、教育課程の編成の健全性を担保している。この系統図は、各科目群、教育プログラムごとに全て作成されており、必修選択の別やコアカリキュラムの情報と共に「履修ガイド」によって学生にも周知している。（【資料 3-2-1】）

さらに、各授業科目においては、カリキュラムの中での科目の位置づけや対応する教育目標を元に、到達目標が定められて「シラバス」において示されている。さらにその評価基準の公平性、透明性、客観性を担保するため、「ルーブリック」を策定し、これらの手法により学修成果の可視化が実現されるように教育課程が構築されている。この「ルーブリック」は、「シラバス」からたどる形で得られるように明示されている。（【資料 3-2-5】 【資料 3-2-6】）

日本学術会議が平成 28 年(2016 年)3 月 23 日に発表した「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準情報学分野」と令和 2 年(2020 年)9 月 25 日に発表した「情報教育課程の設計指針—初等教育から高等教育まで」など、情報教育に求められる内容は、情報機器の操作など

にとどまらず、論理的な思考を伴った情報処理能力、データ活用能力など幅広くなってきており、カリキュラム・ポリシーにある情報に関する項目が司る範囲も広がってきている。それに合わせてデータサイエンスに関する教育内容の必要性が増しており、2024 年度のデータサイエンスカリキュラムである数理データサイエンス・AI 教育プログラム リテラシーレベル (MDASH-Literacy) 及び数理データサイエンス・AI 教育プログラム 応用基礎レベルの認定状況は、教務専門委員会履修者・合格者数などのデータをまとめ今後の指導の指針、他の科目内容との連携・調整部分などの整理や議論を行っている。(【資料 3-2-7】)

この他、例年通り、今年度も教務専門委員会では、学習支援センターの利用状況・大学の教育についての懇親会の記録・社会人に対するアンケートなどの各種調査・確認した上で、教育課程の開設科目決定を行っている。(【資料 3-2-7】)

大学院においても、研究室ごとにカリキュラム・ポリシーに従って学修成果が達成されるように教育課程が編成され、履修を推奨する科目の情報がカリキュラムマップとしてまとめられて学生に提示し、「シラバス」記載も学部準じた形で記載され、修士課程を目指す学部生に向けては学部履修すべき科目の参考としても利用できるようにされている。(【資料 3-2-8】)

3-2-④ 教養教育の実施

中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」(平成 14(2002)年 2 月 21 日)に対し、本学は、教養教育の重要性を理解し、また、「組織」という形は教育に対する責任を担保するための重要な因子と認識し、絶えること無く教養教育を司る組織を独立に保持してきた。

現在、教養教育は「共通教育部門」という独立組織によって運用されており、この共通教育部門は、学則第 2 条の 4 において規定されている。共通教育部門は、いずれの学部学科の専任ではない教員によって構成されており、本学の教養教育を専門科目とともに担っている共通科目系列の科目群を担当している。(【資料 3-2-9】)

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成 20(2008)年 12 月 24 日)において大学教育の基本は、教養教育と専門基礎教育であると謳われている。教養教育の中心となる「共通科目系列」について本学では、「形成科目」、「外国語科目」、「情報・キャリア科目」、「理数科目」で構成している。共通科目系列は、従来のいわゆる教養教育に対応したもの以外にも、21 世紀型市民に必要な教養としての情報リテラシーや、導入教育についても内包するように編成している。「形成科目」には、キャリア教育のスタートとなる導入教育と、21 世紀の社会を担う新しい市民となるために必要な教養や倫理を育成していくための科目が置かれている。「外国語科目」は、教養としてのコミュニケーション能力や、グローバル化された現代社会に必要な英語を筆頭とした外国語の能力、異文化理解のための科目が置かれている。「情報・キャリア科目」は、21 世紀型市民に必要な教養の内、特に新しく必要となった情報リテラシーに関する科目と、キャリア教育の科目が置かれている。「理数科目」には、工学のみならずあらゆる分野の人間にとって必要な自然科学の素養と論理的思考を学ぶと同時に、工学の専門家となるための基盤となる数学と物理学の科目が置かれている。(【資料 3-2-9】)

これらの科目には、それぞれ達成する学修成果に対応した教育目標が定められ、カリキュラム・ポリシーにも明示されている。また、教務専門委員会にも共通教育部門から学部・学科・コースとは別に構成員を出しており、専門基礎教育との円滑な連携や、全学的な教育課程の編成・実施に参加している。(【資料 3-2-1】 【資料 3-2-10】)

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の改善のため本学では、学生に対して、授業評価アンケート及び学修成果等に関するアンケートを実施している。これは学生による教員の授業評価であり、その結果は各教員にフィードバックし、その結果を元に教員は自ら評価し改善点を回答する。設問事項は全面的に見直し、学修成果の可視化の参考となるように改善し運用している。（【資料 3-2-11】）

一方、教員による教員の授業方法の評価のために、毎年いくつかの授業を選別し、研究授業を開催している。これは通常の授業に他の教員が参加し、その授業に関する感想・評価をレポートとして提出するものである。教員は、他の教員の授業から、自らの授業にも取り入れられる見習うべき点と、一方で改善すべき点などを記載している。そのレポートは、担当教員にもフィードバックされ、その教員の教授方法の工夫にも使用される。上記アンケートの結果と研究授業の結果は、公表されている。（【資料 3-2-11】）

また、教育活動の質の向上を目指すために、「教育活動の指標に関する規程」が存在している。これにより教員自らが教育活動の理念や責務を明らかにするために具体的な振り返りを行う制度が制定された。（【資料 3-2-12】）

教育に関する FD も開催されている。「シラバス」や「ルーブリック」の作成要領や、GPA のデータを解析した成績評価の平準化に関する事柄、そして新たに策定された「教育活動の指標に関する規程」の考え方や、その中で規定されているティーチング・ポートフォリオの作成、卒業研究をセメスタ化したことの現状の報告と検証なども FD で取り扱っている。（【資料 3-2-13】）

【資料 3-2-1】履修ガイド 2024 【資料 3-1-2】と同じ

【資料 3-2-2】HP (https://nias.ac.jp/35_Policy/) 【資料 3-1-3】と同じ

【資料 3-2-3】長崎総合科学大学大学院カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-4】HP (https://nias.ac.jp/31_Grad/) 【資料 3-1-4】と同じ

【資料 3-2-5】シラバス 2024 【資料 3-1-5】と同じ

【資料 3-2-6】2024 年度教員ハンドブック

【資料 3-2-7】2024 年度教務専門委員会議事録（第 10 回）

【資料 3-2-8】大学院カリキュラムマップ

【資料 3-2-9】長崎総合科学大学規程集 2024 【資料 3-1-1】と同じ

【資料 3-2-10】教務専門委員会規程

【資料 3-2-11】学修成果等に関するアンケート(第 5 回教務専門委員会)

【資料 3-2-12】教育活動の指標に関する規程

【資料 3-2-13】教務専門委員会(第 8 回)

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3 つのポリシーに対して、4 番目のポリシーとも呼ばれている「アセスメント・ポリシー」を本学では策定している。その基本的な考え方は、学修成果の可視化を前提にしており、そのために 2019 年度から GPA を導入し、成績評価も標準的な GPA となるように S, A, B, C, D の 5 段階評価とした。（【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】）

また、カリキュラム全体としての学修成果の可視化のために「学修ポートフォリオ」を作成し、履修指導に使用している。「学修ポートフォリオ」は、カリキュラムマップの情報だけでなく、学生の自己評価も含んでおり、多角的な点検のためのものとなっている。一方で各授業の学修成果に関してはシラバスにおいて、具体的な到達目標を定め、さらにその到達度と評定の対応がわかるようにルーブリックを作成し、学生に提示している。

「アセスメント・ポリシー」には、その他にも「卒業研究指導記録」や卒業生の満足度調査、共通テストの結果などもその調査内容として含まれており、点検・評価の体制は適切に構築されている。また、その運用は自己点検・評価実施委員会において適切に運用される。（【資料 3-3-3】）

また、「アセスメント・ポリシー」の前提となる資料は、教務専門委員会及び IR によって収集されており、各教員・部署が IR を通じて利用するためのフォーマットも作成されている。（【資料 3-3-4】）

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「アセスメント・ポリシー」に規定された点検・評価の内、教育に関する事項はまず FD において行われている。GPA の分布を同時期の他学年の過去のデータとも比較検討し、成績評価の評定が 4 段階から 5 段階へと改正した影響と、平準化、また、教育課程自体が適切に運用されているかについて議論した。（【資料 3-3-5】）

また、同時に「シラバス」、「ルーブリック」の次年度作成ルールを教員間で共有し、学修成果の可視化の重要性と、評価基準の公平性、透明性、平準化についても議論を定期的に行っている。この作成ルールは「2024 年度教員ハンドブック」にも掲載され、教員に周知を図っている。（【資料 3-3-7】）学修成果等に関するアンケートも実施されており、授業設計、授業方法改善へのフィードバックとなっている。（【資料 3-3-8】）

【資料 3-3-1】 アセスメントポリシー 【資料 3-1-18】 と同じ

【資料 3-3-2】 学修成果の指標に関する規程

【資料 3-3-3】 自己点検・評価実施委員会規程

【資料 3-3-4】 IR 情報請求フォーマット

【資料 3-3-5】 教務専門委員会議案(第 5 回)

【資料 3-3-7】 2024 年度教員ハンドブック 【資料 3-2-6】 と同じ

【資料 3-3-8】 学修成果等に関するアンケート(第 5 回教務専門委員会)

3-4 教育課程の今後の改善点

教育課程の適切な運用は、アセスメント・ポリシーに従い、3 つの方針の点検を行い改善していく。同様にカリキュラム・ポリシーの理念の実現のため適切な運用がなされているかも継続して点検していく。2024 年度の「数理データサイエンス・AI 教育プログラム リテラシーレベル (MDASH-Literacy)」に関して総合情報学部は、必修科目としており、すべての学部生が履修することになり、卒業によって 100% の修了となる。一方、工学部は、1 年次のデータサイエンス入門が

選択となっており、コースによっては履修単位の上制限により履修が難しい場合が生じていた。その為、今後は、上位の学年での履修指導を実施する。

今後のデータサイエンス教育の改善に向けて、2025 年度開設科目は「AI リテラシー」「データ解析基礎演習」「データサイエンス概論 A」「データサイエンス概論 B」「グリーンマネジメント概論」及び「グリーンマネジメント演習」の 6 科目の開設を議論の結果、決定した。

授業評価アンケートは、全授業科目を対象とした実施を開始して以降、回答率が伸び悩んでいる。このアンケートは、自己点検・評価の重要なデータとなるため、各教員が学生に重要性を丁寧に説明する。次に、実施方法は、紙面から Web 回答に変更し講義終了前に 5 分程度確保して回答を促す行うことにした。また、担当者が当該科目の回答数をリアルタイムで把握出来るような運用を行う。加えて、回答数をコース毎等で随時集計して公開し、教員や学生が確認出来るように改善する。これらは 2025 年度から実施することにした。

今年度は、グリーン・デジタル研究教育拠点構築に向けた教育カリキュラムとして、2025 年度に共通科目、各学部の専門基礎科目において数科目の新規開設・開講に関する議論を行った。これは、日本商工会議所が認定する「日商アソシエイトマスター」の資格取得に対応したカリキュラムを整備し、IT 人材の育成の一環として IT リテラシー（知識や判断力）やスキルの体系的な学びと資格取得を通じ、ビジネスの現場で行かせる学びの提供を目的としている。日商アソシエイトマスターは、企業・教育機関における IT 指導者を認定する日商マスター制度に準じた学生向けの認定制度であり、本学で指定する講義を受講し、日商 PC 検定 3 級などに合格すると認定される。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「学則」第1条第1項に基づき、学長による全学的な教学マネジメントを確立するために、本学では、以下の3つの体制を整備して、2024(和6令)年度も学長の適切なリーダーシップの発揮を補佐した。

①3 人の副学長(運営・企画・情報担当、募集担当、研究・社会連携担当)及び副学長連絡会議(学長の諮問機関)

副学長連絡会は原則として毎週開催した。

②4 人の学長特別補佐(自己点検・IR 担当、広報及び学生募集担当、国際交流担当、教務・入試担当)

学長の指示の下で副学長と連携して大学の改革・運営に携わった。

③教学企画運営会議

2024(和6令)年度は、32回開催した。教学企画運営会議は、学長を議長として、副学長、学長特別補佐、学部長、工学研究科長、教務部長、学生部長、事務局長などを会議メンバーとし、教育・研究の基本方針及び、これらを達成するための計画、教学運営に関する重要事項、FD・SD等の実施計画など教職員の資質向上に関する事項などを企画・立案・協議を行う大学の意志決定機関として位置付けられている。(【資料4-1-1】 【資料4-1-2】 【資料4-1-3】 【資料4-1-4】)

【資料4-1-1】長崎総合科学大学 学則(第1条) 【資料1-1-2】に含む

【資料4-1-2】長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程

【資料4-1-3】教学企画運営会議、委員会関連組織図

【資料4-1-4】長崎総合科学大学 学則(第3条) 【資料1-1-2】に含む

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の適切なリーダーシップの発揮を補佐するとともに権限の適切な分散と責任の明確化を目的として設置した副学長3人は、それぞれ所管分野に係る専門委員会の委員長や教務部長、学生部長等を指揮するなど、学長による機動的な指示、効率的な連絡調整が可能な体制となっている。

「副学長の選任等に関する規程」では、「副学長は、学長の推薦により、常務理事会の議を経て理事長が任命する。学長が交替するときは任期を終了する。」と定めており、学長の相談役としてだけでなく、責任と権限を有する執行役として所管業務を処理することとしている。(【資料4-1-5】 【資料4-1-6】 【資料4-1-7】)

学長が議長である全学教授会及び代議員会を補完する組織として、専門委員会及び委員会を設けている。

専門委員会は、大学運営の要になる委員会で、現在、教務専門委員会、学生専門委員会、就職専門委員会、入学対策専門委員会、国際交流専門委員会の5つの専門委員会を設置し、運営の効率化・迅速化と責任分担を明確にし、大学のガバナンスの実質化に努めている。また、これらの委員会のメンバーは各コース等から選出している。（【資料 4-1-8】 【資料 4-1-9】 【資料 4-1-10】 【資料 4-1-11】 【資料 4-1-12】 【資料 4-1-13】）

専門委員会以外の委員会として、研究連携推進本部、IR 委員会、自己点検・評価実施委員会、プラットフォーム実施委員会、別科委員会、教職課程委員会、入学試験委員会、学長候補適任者選考委員会、各センター・研究所の運営委員会など 26 の委員会を設けている。これらの各委員会で企画・協議された重要事項は、全学教授会又は代議員会に付議され、全学的な審議を経て決定される。また、主要な委員会の委員長は、副学長等との協議の下で学長が指名している。

大学院における教育研究は、「大学院学則」第4条に明記されているように、工学研究科教授会において大学院学生に関する事項及び教育研究の運営等の事項を審議している。（【資料 4-1-14】 【資料 4-1-15】 【資料 4-1-16】 【資料 4-1-17】 【資料 4-1-18】）

- 【資料 4-1-5】 長崎総合科学大学 副学長の選任等に関する規程
- 【資料 4-1-6】 2024 年度教学組織
- 【資料 4-1-7】 教学関係会議体組織図・一覧
- 【資料 4-1-8】 2024 年度運営組織
- 【資料 4-1-9】 長崎総合科学大学 教務専門委員会規程
- 【資料 4-1-10】 長崎総合科学大学 学生専門委員会規程
- 【資料 4-1-11】 長崎総合科学大学 就職専門委員会規程
- 【資料 4-1-12】 長崎総合科学大学 入学対策専門委員会規程
- 【資料 4-1-13】 長崎総合科学大学 国際交流専門委員会規程
- 【資料 4-1-14】 長崎総合科学大学委員会構成
- 【資料 4-1-15】 長崎総合科学大学 研究連携推進本部規程
- 【資料 4-1-16】 長崎総合科学大学 IR 委員会規程
- 【資料 4-1-17】 学校法人長崎総合科学大学 自己点検・評価規程
- 【資料 4-1-18】 長崎総合科学大学 プラットフォーム実施委員会規程

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務局組織については、「寄附行為実施規則」第17条に基づき、事務局長と法人事務を主たる所管とする経営企画室と教学事務を主たる所管とする学務室が配置されているが、小規模な大学であること及び業務の効率性等を考慮し、法人及び大学を明確に区分することなく一元化しており、事務局長も両者を兼ねた業務を遂行している。（【資料 4-1-19】 【資料 4-1-20】）

事務局は、総務部に総務企画班、改革総合支援班を、財務部に財務班、管財係を、学生支援部に教務班、学生班を、教育研究支援部にオープンイノベーションセンター事務室、情報科学センター事務室、図書班、入試班を置いている。また、「事務分掌規程」により、組織を円滑に機能させ効果的な業務推進を図るために事務組織に係わる事務分掌を規定し、管理職員の範囲及び責務を明確にすることで、大学全体組織(法人及び教学)における適正な職員配置と役割を明確化している。

事務局の各部署は、理事長及び学長の管理下にあり、法人及び大学運営の双方の視点から業務を進めている。従って、事務の責任者である事務局長は、稟議・回覧書類など全てについて目を通しており、法人・大学の業務全般にわたっての事務を遂行している。

業務執行の管理体制については、「寄附行為実施規則」第 11 条、第 16 条及び第 17 条に定めており、事務局長を責任者として、部長、次長、部長補佐、主査、班員の組織としている。（【資料 4-1-21】 【資料 4-1-22】）

業務執行にあたっては、教学運営の上で重要な学長が議長を務める教学企画運営会議、全学教授会と代議員会及び全学教授会を補完する 5 つの専門委員会と各委員会を、改革総合支援班、教務班、学生班、入試班、オープンイノベーションセンター事務室が職務として主管し、各部長、各次長及び事務職員がこれらの委員会に参加する体制とすることで、教員と事務職員のコミュニケーションを活性化し教学マネジメントの機能性を担保している。（【資料 4-1-8】）

大学の運営に関しては、中期経営計画に基づいた事項について自己点検・評価実施委員会がヒアリングを行い、事業の進捗状況と検討課題等についての情報を教職員が共有し、相互に対応の検討を重ねている。

【資料 4-1-19】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則(第 17 条)

【資料 4-1-20】 事務局配置表

【資料 4-1-21】 学校法人長崎総合科学大学 事務分掌規程

【資料 4-1-22】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則(第 11 条、第 16 条)

○改善・向上方策

組織を円滑に機能させ効果的な業務推進を図るため、事務局を総務部、財務部、学生支援部、教育研究支援部にし、部長がそれぞれの班を統括し、教学ガバナンス体制や職員配置の改善を行った。また、組織は流動的に変更すると共に、部ごとに集約して連携を密にできるように事務局レイアウトを変更した。実施した施策の効果などは、今後、客観的な検証を行う。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・承認等による教員の確保と配置

教員の採用及び昇任に伴う資格審査は、「就業規則」第 2 章、「専任教員任用規程」、「教育職員審査細則」及び「特任教授任用規程」に基づき適切に実施されている。（【資料 4-2-1】 【資料 4-2-2】 【資料 4-2-3】 【資料 4-2-4】）

本学は、工学部と総合情報学部の 2 学部 2 学科 8 コース制を採用し、教育目的及び教育課程を適切に運営するため、令和 6(2024)年度教育組織及び教員配置表に示すとおり配置している。大学設置基準上必要となる教員数を満たすよう適切に配置している。また、企業経験がある実務家教員は、22 人配置し、実務に即したより効果的な教育を行う体制を整えている。

なお、授業科目は原則として専任教員が担当し、非常勤講師による授業を極力少なくする努力をしており、大学全体で 72 人(令和 6 年 5 月 1 日現在)の非常勤講師を配置している。また、各学部学科の専門分野のバランスについては、教員の採用時に十分な協議検討を行い、教育課程運営に支障ない環境の整備に努めている。（【資料 4-2-5】 【資料 4-2-6】）

また、大学院は、教育研究目的及び教育研究課程を適切に運営するため、令和 6(2024)年度大学院教員配置表に示すとおり、大学院設置基準上必要となる教員数を満たすよう適切に配置している。また、大学院教員は大学学部教員が兼担している。(【資料 4-2-7】)

教員の採用については、公募又は推薦のいずれかの方法によるものとし、「教育職員審査細則」に準じたプロセスにより採用に関する審査を行っている。まず、退職又は割愛等による新規採用を必要とする所属の学部長から学長へ新規採用枠の申請を行い、学長は、その必要性に応じて理事長に申請し、理事長は法人役員会に諮って採用枠の承認を行っている。その結果は、全学教授会に報告され、正式な公募作業が始まる。審査は、任用審査委員会を、その都度設置し審査することにしており、第1回目の任用審査委員会で書類選考を行い、面接対象者を数名に絞り込み、第2回任用審査委員会において面接選考を行っている。面接時には、面接とともに、模擬講義を応募者に依頼しており研究者としての力量のみならず教育者としての資質を審査することとしている。なお、面接の際には、理事長をはじめ学内理事も加えた合同面接を行うことにしており、同時に法人サイドの立場からの審査も行っている。面接終了後、採用候補者を確定し、代議員会、全学教授会の審議を経て、学長が正式に理事長へ報告し、最終的には常務理事会の議を経て理事長が採用を決定することになっている。この手順に則って、令和 6(2024)年度は 2 人(工学部 1 人、総合情報学部 1 人)の退職があり、1 人共通部門(教職課程を含む)の新規採用を行った。(【資料 4-2-8】)

昇任についても新規採用の手順と同様に行っているが、任用審査委員会では、面接等は実施せず、提出された書類に基づき教育職員審査細則に準じて審査し、昇任の手続きを行っている。令和 6(2024)年度、工学部は 1 人(教授へ 1 人)、総合情報学部は 3 人(教授へ 1 人、准教授へ 2 人)の昇任があった。(【資料 4-2-8】)

【資料 4-2-1】 学校法人長崎総合科学大学 就業規則 第 2 章

【資料 4-2-2】 長崎総合科学大学 専任教育職員任用規程

【資料 4-2-3】 長崎総合科学大学 教育職員審査細則

【資料 4-2-4】 長崎総合科学大学 特任教授任用規程

【資料 4-2-5】 2024 年度教育組織及び教員配置表

【資料 4-2-6】 2024 年度企業経験教員数

【資料 4-2-7】 2024 年度大学院教員配置表

【資料 4-2-8】 2024 年度全学教授会議事録

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 活動については、令和 2(2020)年 2 月に設置した教学企画運営会議が、その実施計画を立てることとなっている(教学企画運営会議規定第 4 条)が、令和 6(2022)年度も、その計画は調整・検討中であるが、教学企画運営会議設置以前のように、教務専門委員会、学生専門委員会や情報科学センター等が計画を立てて実施している(表 4-2 参照)。また、令和 6(2024)年度でも FD・SD の一元化が図られた。

現状は、FD 及び SD は開催されているものの、計画的な開催を意図した教学企画運営会議規定に即していないので、早急に検討が必要である。また、実施した FD・SD に関しては、開催後の状況確認や効果の検証なども計画的に実施していく必要がある。

表 4-1 2024 年度 FD・SD 一覧

2024 年 8 月 21 日	FD・SD	科研費説明会
2024 年 12 月 19 日	SD	発達障害学生に関する SD
2025 年 3 月 10 日	QSP 共同 SD・FD	DX による大学教育の質的転換
2025 年 3 月 10 日	QSP 共同 SD・FD	数理・データサイエンス・AI

4-3 職員の研修

4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

学校教育法第 114 条及び大学設置基準第 41 条に基づき、大学に事務局を配置している。事務職に対しては、「事務分掌規程」第 4 条第 10 号及び第 7 条第 4 号に基づき、SD 等を開催または、大学間協定に基づく或いは各種団体が実施する研修へ派遣し、職員の資質向上に努めている。（【資料 4-3-1】）

また、SD も FD 同様に、教学企画運営会議がその実施計画を立てることとなっている（教学企画運営会議規定第 4 条）が、令和 6(2024)年度もその計画が十分には立てられたとは言い難い。しかし、教学企画運営会議設置以前のように、FD・SD が一元化された形で開催された（表 4-1 参照）。

また、外部機関が開催する IR 関係研修会については、令和 6(2024)年度も 8 月 31 日に担当職員を参加させ、職員の資質向上を図るとともに、IR 業務の改善を図った。（【資料 4-3-2】）

【資料 4-3-1】 学校法人長崎総合科学大学 事務分掌規程

【資料 4-3-2】 IR 研修会開催案内資料

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、大学又は大学院の附置研究所として、新技術創成研究所、長崎平和文化研究所、そして地域科学研究所を設置し、全ての学部教員は学部・コースの枠にとらわれず、いずれかの研究所に研究員として所属し、研究に取り組む体制を整えている。

各研究所の運営は研究所長が中心となり、研究所によってはさらに内部を複数の研究部門に組織し、それぞれに部門長を定めて運営している。（【資料 4-4-1】 【資料 4-4-2】 【資料 4-4-3】）

ア 新技術創成研究所

新技術創成研究所は、21 世紀の社会課題に対応した先端技術による新技術の創成と新事業の創出を目的としている。本研究所は、令和 6(2024)年 4 月現在、36 名の専任研究員と、客員研究員・学術教授・寄付研究部門教員など 88 名の外部有識者を含む総勢 124 名で構成される、本学の研究活動の中核を担う組織である。現在は、以下の 4 つの部門と寄付研究部を中心に運営されている。

「環境エネルギー部門」は、木質や有機性廃棄物（バイオマス資源）を活用した代替エネルギーの生産、効率向上研究を推進している。具体的には、廃食油からの高品質バイオディーゼル燃料製造や、下水汚泥のエネルギー化技術の開発、さらにはナノテクノロジーを用いたリチウムイ

オン電池・燃料電池用材料の先進的開発など、環境保全とエネルギー創出の両面から持続可能な社会の実現を目指している。

「海洋・複合新技術部門」では、船舶や浮体構造物、海洋機器から飛翔体、建築構造物まで、広範な分野に共通する構造工学・流体工学の研究を行っている。ICTを用いた次世代造船設計や再生可能エネルギーの開発、流体解析（剪断流解析など）における特許取得など、理論と実学を融合させた新技術開発が特徴である。

「電気電子情報部門」は、エネルギー、半導体、医療、ロボットなどの多角的な分野で、電気・電子・情報技術の応用研究を推進している。電気電子情報技術は、あらゆる技術の基盤となるもので、IoT(モノのインターネット)、スマートグリッド、スマートハウス、スマートウェルネスシティなど、来たるスマート社会の基本を成す概念を軸に、長崎県、県内市町村、地元企業や大手企業との産学官連携を積極的に行いながら研究開発を進めている。本年度は、パワーエレクトロニクス分野と半導体分野のホームページを更新して最新の情報を公開した。パワーエレクトロニクス分野では、スマートエレクトロニクス研究室を中心に、デジタル制御技術や AI を駆使した電力変換器の省エネ化、スマートグリッド、VPP（仮想電力発電所）の要素技術開発に関する情報を掲載した。これらの技術は、IoT やスマートハウス、スマートウェルネスシティの根幹を成すものであり、地元企業や大手企業との産学官連携を通じて、実学重視の研究開発を加速させている。半導体分野の「次世代 3 次元半導体研究室」では、東北大学との共同実施中で世界的に注目されている 3D-IC（シリコン貫通ビア：TSV を用いた垂直積層技術）について、高密度・高性能な集積回路開発の研究成果を公開した。

「基礎科学部門」は、先端技術教育・研究の中核的拠点として、「人類のための 21 世紀の科学技術を創成すること」を目的に、広範な基礎科学研究を推進している。素粒子・原子核実験物理学、高温超伝導の理論研究、進化生態学、経済物理学、理論・応用言語学など、長崎県内でも本学のみが扱う非常に特色ある理学系分野を擁している。本学は、欧州原子核研究機構の大型ハドロン計画における大型原子核実験(ALICE 実験)に参加しており、令和元(2019)年より本学研究員がその日本代表、さらに国際共同体副議長を務め、国際研究組織を率いている。

また、新技術創成研究所では、これらの研究部門の枠にとらわれない、特定の技術及び研究課題を軸に研究者が集まり、新たな研究領域を開拓し、ひいては産官との協働による社会貢献につなげることを目的とするため、研究センターを複数設置している。平成 28(2016)年 12 月に最初の研究センターとして海洋エネルギー研究センターを設置し本学の造船工学、海洋工学に関する 80 年余の経験を活かし、海洋産業の基盤技術となる船舶工学、流体力学、構造工学を用いた研究開発と新事業創成、人材育成に取り組んでいる。

イ 長崎平和文化研究所

令和 6(2024)年 4 月現在 5 人の専任研究員と 10 人の客員研究員の総勢 15 名で構成され、被爆都市長崎の工科系大学として、軍縮、平和文化や科学技術の平和利用に関する研究を推進している。学外に向けた講演会、シンポジウムも活発に行っている。

ウ 地域科学研究所

令和 6(2024)年 4 月現在 6 人の専任研究員と 4 人の客員研究員の総勢 10 名で構成されている。本研究所は地域を総合的・学際的な研究対象としてとらえ、地域が抱える様々な課題に対し答え

を見出し、地域社会の発展に貢献することを目的としている。研究所は、地域経済部門、地域環境部門、地域国際理解研究部門の3部門によって構成され、それぞれ地域に根差した研究活動を展開している。

地域経済研究部門は、特に地域の産業構造、企業経営などに関する調査研究、計画立案、コンサルティングを行っている。

地域環境研究部門は、地域環境(生態系・災害科学系・衛生科学系)及び都市や農漁村の研究・調査・計画、住宅や建築の計画・設計、さらには環境評価や持続可能な地域づくりの研究・調査などを推進している。

地域国際理解研究部門は、言語(英語)が異文化圏(長崎)においてどのように使用され、どのような教育を施せば効果的な言語(英語)の習得につながるのかといった言語を学際的に科学する研究に取り組んでいる。

本学は、大変幅広い研究分野を網羅しており、各研究員の研究環境は研究内容により大きく異なるが、研究環境の向上のために以下の施策を講じている各研究所の事務業務に加え、オープンイノベーションセンターを設置し、科研費をはじめとする公的研究資金や企業等からの受託研究、共同研究、奨学寄附金の受け入れ、寄付講座の設置に関する業務を一元的に提供している。

また、これらの執行に関する事務処理について規程を整備し、適正な運営と研究支援を行っている。さらに、産学官連携の推進を目的として、企業や行政と研究者のマッチング、知的財産支援等の業務も実施している。(【資料 4-4-4】～【資料 4-4-9】)

本学では、学外資金による研究の推進、特に科研費等競争的資金の獲得を重要項目と位置付けている。科研費申請説明会(FD)の実施及び学内査読体制の運用により、申請支援の強化を図っている。また、2024年度は外部資金獲得の強化に取組み、以下のとおり大幅な増加が見られた。

表 4-4-1 2024 年度 外部研究資金獲得状況 (決算ベース) (単位：千円)

外部資金区分	2023 年度実績		2024 年度実績	
	件数	金額	件数	金額
科学研究費	31	27,776	30	41,207
その他の競争的研究費	1	6,415	1	4,173
受託研究、共同研究	33	84,904	34	148,895
共同研究講座	0	0	2	14,050
奨学寄附金	13	8,350	14	14,931
合 計		127,445		223,256

2024 年度は、前年度(127,445 千円)と比較して大幅な増加となり、特に受託研究・共同研究の拡大および共同研究講座の新設が寄与している。さらに、研究環境の高度化及び産学連携推進のため、以下の取組を実施した。

- ・ 公的統計オンサイト施設の開設(九州初)
- ・ 研究シーズ集の発行による研究情報の発信強化
- ・ 産学官金連携サロンの開催による企業との交流促進

外部資金のみならず、本学では従来から大型研究設備の整備により研究基盤を支えており、船舶海洋試験水槽、各種試験機器、スマートハウス実証設備等を活用した研究が行われている。また、「リサーチ・アシスタントに関する規程」に基づき、大学院生を研究補助者として活用する体制を継続している。(【資料 4-4-10】)

【資料 4-4-1】長崎総合科学大学大学院 新技術創成研究所規程

【資料 4-4-2】長崎総合科学大学 長崎平和文化研究所規程

【資料 4-4-3】長崎総合科学大学 地域科学研究所規程

【資料 4-4-4】長崎総合科学大学 受託事業規程

【資料 4-4-5】長崎総合科学大学 共同研究規程

【資料 4-4-6】長崎総合科学大学 奨学寄附金規程

【資料 4-4-7】長崎総合科学大学 寄付講座及び寄付研究部門に関する規程

【資料 4-4-8】長崎総合科学大学 寄付講座規程の運用に関する内規

【資料 4-4-9】長崎総合科学大学 産官学連携センター規程

【資料 4-4-10】長崎総合科学大学 リサーチ・アシスタントに関する規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動の信頼性と公正性の確保を目的として、「研究者等の行動規範」及び各種規程に基づき、研究不正防止体制を整備している。(【資料 4-4-11】 【資料 4-4-12】)

文部科学省ガイドラインに基づき、「公的研究費の運用・管理・監査体制に関する規程」及び「研究活動に関わる不正行為防止に関する規程」を整備し、学長を最高管理責任者とする責任体制のもとで運用している。また、不正防止計画推進体制により継続的な改善を行っている。(【資料 4-4-13】 【資料 4-4-14】)

2024 年度においては、公的研究費不正防止計画に基づき、以下の取組を実施した。

- ・コンプライアンス教育及び研修の実施
- ・研究費執行管理の適正化（検収・旅費確認等）
- ・内部監査の実施
- ・不正発生要因の検証及び規程の見直し
- ・通報・相談体制の運用

また、研究倫理教育として、e ラーニング (eLCoRE) の受講を教員・学生に義務付け、FD・SD を通じた教育を継続している。

知的財産については、「知的財産ポリシー」及び関連規程に基づき適切に管理し、研究成果の権利化と社会実装を推進している。(【資料 4-4-18】～【資料 4-4-20】)

さらに、安全保障輸出管理についても関連規程に基づき厳格に運用している。(【資料 4-4-21】～【資料 4-4-23】)

【資料 4-4-11】長崎総合科学大学 研究連携推進本部規程

【資料 4-4-12】学校法人長崎総合科学大学における研究者等の行動規範

【資料 4-4-13】長崎総合科学大学 公的研究費の運用・管理・監査体制に関する規程

【資料 4-4-14】長崎総合科学大学 研究活動に関わる不正行為防止に関する規程

【資料 4-4-15】長崎総合科学大学 研究倫理委員会規程

【資料 4-4-16】長崎総合科学大学 利益相反マネジメントポリシー

- 【資料 4-4-17】 学校法人長崎総合科学大学 利益相反マネジメント規程
- 【資料 4-4-18】 長崎総合科学大学 知的財産ポリシー
- 【資料 4-4-19】 長崎総合科学大学 知的財産取扱規程
- 【資料 4-4-20】 学校法人長崎総合科学大学 研究成果物取扱規程
- 【資料 4-4-21】 学校法人長崎総合科学大学 安全保障輸出管理規程
- 【資料 4-4-22】 安全保障輸出管理に係る外国人留学生取扱に関する内規
- 【資料 4-4-23】 学校法人長崎総合科学大学 安全保障輸出管理規程の運用に関する事務

4-4-③ 研究活動への資源の配分

2024 年度においても、教員一人当たりの基礎研究費配分を継続するとともに、戦略的研究予算として以下の区分により研究支援を行っている。

1. 研究所重点プロジェクト予算
各研究所における重点研究を対象とし分野横断的かつ社会貢献性の高い研究を推進している。
2. 若手研究公表支援費
若手研究者の国際発信力向上を目的とし、論文作成及び学会発表を支援している。
3. 競争的資金獲得支援予算
科研費等の外部資金獲得を目指す研究を重点的に支援している。

さらに、女性研究者やライフイベントからの復帰を目指す研究者への支援制度も継続して実施している。また、2024 年度は研究所重点プロジェクトとして、地域課題解決やカーボンニュートラル、AI 活用等の分野において多様な研究を推進し、地域社会への貢献を強化した。

以上のとおり、2024 年度は外部資金の大幅な増加及び産学官連携の進展により、研究支援体制の充実と研究活動の活性化が図られた。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の目的については、「寄附行為」第 3 条に、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神に基づいて、知的、道徳的見識と専門的かつ実践的な応用能力を備えた有為な人材を育成すること」と定めている。理事、監事の選任や理事長の職務、監事の職務、理事会、評議員会を定め、私立学校法及び「寄附行為」に則り、適切に運営されている。(【資料 5-1-1】)

「就業規則」に教職員は、法令及び本学の規則等を誠実に守り、互いに人格を尊重し、所属長の指示に従い、協力してその職責を遂行し、法人の教育事業の発展に努力しなければならないと定め、適切に運営している。(【資料 5-1-2】)

組織運営に関する「組織規程」「事務分掌規程」などの規程を整備しており、規律と誠実性を維持し、適切に運営している。(【資料 5-1-3】 【資料 5-1-4】)

学修者が成長を実感できる大学を目指した教育の質的転換とその実質化、持続的な発展に必要な財政基盤の確立、安定的な経営、教学運営を支える組織ガバナンスの強化を目標とする「第 3 期中期経営計画」を策定している。また、理事会において、令和 5 年度に「長崎総合科学大学 10 年ビジョン」が承認され、このビジョンに基づく次期「第 4 期中期経営計画」が策定された。(【資料 5-1-5】 【資料 5-1-6】)

学校法人の運営上の基本を示し、自らガバナンスのあり方を律するべくガバナンス・コードを平成 31(2019)年 11 月に策定し公表している。また、私立学校法の改正による「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制整備（内部統制システムの整備）」が必要とされ、内部統制システム整備の基本方針を理事会で決議した。(【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】)

「学校教育法施行規則」第 172 条の 2、「私立学校法」第 64 条及び本学「寄附行為」に基づき、本学ホームページにおいて運営組織、教育情報、財務状況、ガバナンス・コード、事業計画等を公開し、規律と誠実性の維持に努めている。

【資料 5-1-1】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人長崎総合科学大学 就業規則

【資料 5-1-3】 学校法人長崎総合科学大学 組織規程

【資料 5-1-4】 学校法人長崎総合科学大学 事務分掌規程

【資料 5-1-5】 学校法人長崎総合科学大学 第 2 期中期経営計画(2015-2019)

【資料 5-1-6】 学校法人長崎総合科学大学 第 3 期中期経営計画(2020-2024)

【資料 5-1-7】 学校法人長崎総合科学大学 ガバナンス・コード

【資料 5-1-8】 学校法人長崎総合科学大学 監事職務規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人の管理運営は、理事会及び評議員会において、組織及び運営に関する基本方針、予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、「寄附行為」の変更、決算の承認、理事

会が行う理事、理事長、監事、評議員及び常務理事の選任、学長及び校長の選任、「就業規則」、「学則」、その他理事会の定める諸規則の制定及び変更など、審議・諮問を適切に行っている。日常の重要業務の決定については、理事長の諮問機関である役員会を月に一度開催し、協議した内容をもとに常務理事会、評議員会、理事会へ諮り決定するなど、適切に行っている。

法人の経営・運営や中期経営計画に関する事項については、理事長及び学内理事と管理職員で構成している経営企画会議にて協議するなど、適切に行っている。(【資料 5-1-1】)

大学や事務局の課題、大学機関別認証評価、自己点検・評価の公表や改善に関する事項等については、自己点検・評価推進会議にて審議するなど、適切に行っている。

学部及び大学院の管理運営に関しては、学長の諮問機関である教学企画運営会議、全学教授会、代議員会及び工学研究科教授会にて、「学則」及び重要な学内規程の制定、改廃に関する事、教育課程の編成に係る基本方針に関する事項等、学内の重要事項を審議するなど、適切に行っている。(【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】 【資料 5-1-12】 【資料 5-1-13】 【資料 5-1-14】)

【資料 5-1-9】 長崎総合科学大学 学則(第 1 条)

【資料 5-1-10】 長崎総合科学大学 大学院学則(第 1 条)

【資料 5-1-11】 長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程

【資料 5-1-12】 長崎総合科学大学 全学教授会規程

【資料 5-1-13】 長崎総合科学大学 代議員会規程

【資料 5-1-14】 長崎総合科学大学 工学研究科教授会規程

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、省エネ対策として、節水、節電、ペーパー削減、複合機の共有化など教職員へ周知して徹底を図っている。

節電については、照明器具の LED 化を図って節電への改善を行っている。ペーパーレス化については、各個人ごとの IC カードを利用したプリンタ機能で出力ミスを減らすほか、スキャナー機能による文書のデジタル化やグループウェアによる情報共有により、課長会等の会議でタブレットやノートパソコンを持参させペーパーレス化を図っている。

人権への配慮としては、ハラスメント防止に向けて、「ハラスメント防止等に関する規程」や関連規程を整備するとともに、SD として教職員を対象にハラスメント防止を目指した研修を行っている。

学生への情報提供としては、ホームページ上にハラスメント対策を公開し学生配布の「Campus Guide 2024」にも掲載し、周知を図っている。(【資料 5-1-15】 【資料 5-1-16】 【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】)

安全への配慮として、「安全衛生管理規程」及び「衛生委員会運営細則」に基づき、衛生委員会を毎月 1 回開催し、教職員及び学生の健康・安全について協議するほか、委員が各月当番制で学内の施設・設備について安全衛生面での危険がないか巡視を行い、会議で報告・検討して、法人に対して改善要請を行っている。改正健康増進法に基づく喫煙に関する改善においては、指定喫煙場所の周知を図るなど、学生・教職員への啓蒙活動を行っている。

学生への情報提供は、地震、火災、課外活動中の安全対策などを「Campus Guide 2024」に記載すると共に、緊急時はホームページ、電子メール、学内掲示板を利用して周知している。(【資料 5-1-19】 【資料 5-1-20】)

施設等については、「消防計画」を定め、消防設備は定期点検を行っている。

危機管理については、「危機管理マニュアル」、「危機管理規程」を整備し、実際に発生した場合の備えと適切に運用できるようにしている。(【資料 5-1-21】 【資料 5-1-22】 【資料 5-1-23】)

国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs) の達成のため、大学として果たすべき役割を認識し、大学の理念である「人類愛の存するところ 技術への愛もまた存する」の考え方をもとに、SDGs の宣言を行った。(【資料 5-1-24】)

個人情報については、個人の権利や利益を保護することを目的に「個人情報の保護に関する規程」を整備し、法人及び大学の業務の適正かつ円滑な運営を図っている。(【資料 5-1-25】)

【資料 5-1-15】 学校法人長崎総合科学大学 ハラスメント防止等に関する規程

【資料 5-1-16】 学校法人長崎総合科学大学 公益通報に関する規程

【資料 5-1-17】 Campus Guide 2024

【資料 5-1-18】 大学ホームページ掲載ハラスメント相談窓口
(https://nias.ac.jp/41_CampusTour/soudan.html)

【資料 5-1-19】 学校法人長崎総合科学大学 安全衛生管理規程

【資料 5-1-20】 学校法人長崎総合科学大学 衛生委員会運営細則

【資料 5-1-21】 学校法人長崎総合科学大学 危機管理規程

【資料 5-1-22】 学校法人長崎総合科学大学 危機管理マニュアル

【資料 5-1-23】 学校法人長崎総合科学大学 消防計画

【資料 5-1-24】 SDGs 宣言

【資料 5-1-25】 学校法人長崎総合科学大学 個人情報の保護に関する規程

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、理事 11 人、監事 2 人の役員を置き、1 号理事は学長及び校長、2 号理事は評議員のうちから理事会において選任した者、3 号理事は 1 号及び 2 号理事の過半数の議決をもって選任した者で構成し、外部の意見を取り入れながら、事業計画の確実な執行等、理事会の運営は適切に行っている。(【資料 5-2-1】)

本法人における意思決定機関は、理事会であり、定期的を開催し、年間計画を含む種々の事項について決定を行っている。

また、「寄附行為実施規則」により一部事項を常務理事会に委ねている。理事会及び常務理事会に、教学からは学長と副学長 2 人が選任されている。理事会及び常務理事会での決定に従い実施するための運営上の諸課題については、役員会にて協議されている。(【資料 5-2-2】 【資料 5-2-3】)

役員会は、常務理事及び学内理事、副学長、学生部長、教務部長、事務局部長、附属高校事務長を定例のメンバーとしている。協議事項に応じて理事長が指名する教職員を参加させ、協議事項の内容の情報共有や課題を組み上げて改善を図っている。また、各部局からの緊急な案件や理事長、学長の意思決定が必要な案件が発生した場合は、理事長が役員会を臨時に招集して、協議を行い、機能性を持たせた運営を行っている。協議された案件については、教学企画運営会議、全学教授会や代議員会、工学研究科教授会、課長会を通してその対応案を求め、改善のために適切に運営している。(【資料 5-2-4】 【資料 5-2-5】 【資料 5-2-6】 【資料 5-2-7】)

理事会、評議員会には、ほぼ全員が出席しており、監事も一人以上が必ず出席し、理事会、評議員会の運営を監査している。

- 【資料 5-2-1】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則
- 【資料 5-2-3】 学校法人長崎総合科学大学 常務理事会規則
- 【資料 5-2-4】 長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程
- 【資料 5-2-5】 長崎総合科学大学 全学教授会規程
- 【資料 5-2-6】 長崎総合科学大学 代議員会規程
- 【資料 5-2-7】 長崎総合科学大学 工学研究科教授会規程

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の管理運営に関わる案件については、常務理事会、理事会で審議されている。理事会には、学長、附属高校長、副学長が理事として出席し、諮問機関である評議員会にも、学長、副学長等の大学教職員や、附属高校長、附属高校教頭等の附属高校教職員が評議員として就任しており、法人が意思決定を行う際は、大学・高校の状況を報告し意見を述べている。

理事長の諮問機関である役員会は、理事長の意思決定を補佐するとともに、理事長のリーダーシップにより、法人と大学(教学)の意思疎通と連携が図られるなど内部統制がとられており、協議された重要事項については、常務理事会、評議員会、理事会へ諮られている。(【資料 5-3-1】 【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】)

大学(教学)の運営については、学長のガバナンスを発揮するため、学長の意思決定を補佐する教学企画運営会議や各種委員会を通して運営方針等を協議している。役員会において法人との意思疎通と連携を図り、協議された重要事項については、全学教授会、代議員会や工学研究科教授会へ付議され、審議されている。(【資料 5-3-4】 【資料 5-3-5】 【資料 5-3-6】 【資料 5-3-7】)

- 【資料 5-3-1】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為
- 【資料 5-3-2】 学校法人長崎総合科学大学 寄附行為実施規則
- 【資料 5-3-3】 学校法人長崎総合科学大学 常務理事会規則
- 【資料 5-3-4】 長崎総合科学大学 全学教授会規程
- 【資料 5-3-5】 長崎総合科学大学 代議員会規程
- 【資料 5-3-6】 長崎総合科学大学 工学研究科教授会規程
- 【資料 5-3-7】 学校法人長崎総合科学大学 経営企画会議設置規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについては、理事会、評議員会、常務理事会、役員会、教学企画運営会議等により体制を整えている。

理事長の諮問機関である役員会において、法人と大学の意思疎通と連携による迅速な意思決定を図り、適切に機能している。教学の課題及び事務局の課題は、役員会で協議され、必要に応じ

て全学教授会、代議員会、工学研究科教授会、常務理事会や理事会へ諮っている。（【資料 5-3-1】
【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】 【資料 5-3-8】）

監事は、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者を理事会において選任した候補のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が 2 人任命している。

監事の業務については、法人の財産状況の監査、業務監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成し、理事会、評議員会へ提出している。理事会、評議員会及び常務理事会へ出席し、適切な意見を述べている。（【資料 5-3-9】）

評議員は、「寄附行為」に基づき、1 号 評議員は学長及び校長、2 号 評議員は法人の職員、3 号 評議員は法人の設置する学校を卒業した者、4 号 評議員は在学者の保護者、5 号 評議員は学識経験者で構成され、理事会に対するチェック機能を果たしている。

【資料 5-3-8】長崎総合科学大学 教学企画運営会議規程

【資料 5-3-9】学校法人長崎総合科学大学 監事職務規程

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

事業に関する中期的な計画について、令和元(2019)年度に私立学校法が改正され、その作成が義務付けられた。

本法人では、平成 22(2010)年度以降、5 か年をそれぞれ計画期間とする経営計画を策定し、適切な財政運営に向け取り組んでいる。

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度を計画期間とし、「学修者が成長を実感できる大学を目指した教育の質的転換とその実質化」、「持続的な発展に必要な財政基盤の確立」、「安定的な経営、教学運営を支える組織ガバナンスの強化」を目標とする「第 3 期 中期経営計画」を策定している。

また、理事会において、令和 5 年度に「長崎総合科学大学 10 年ビジョン」が承認され、このビジョンに基づく次期「第 4 期 中期経営計画」が策定された。あわせて、第 4 期中期経営計画重点事項のアクションプラン及び KPI（評価指標）が策定された。

毎年度の予算編成に当たっては、年度の収支の見込みを勘案した「予算大綱」を策定し、理事会の承認を得て予算編成を行っている。予算の 10%シーリングを行い、固定費の見直しを行うと共に、予算管理を行うことで、法人の黒字化を達成することができた。